

予 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

- [illegible]

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | | |
|-----------|------|-----|---|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 藤井本 | 浩 |
| | 副委員長 | 吉村 | 始 |
| | 委員 | 西川善 | 浩 |
| | 〃 | 柴田三 | 乃 |
| | 〃 | 坂本剛 | 司 |
| | 〃 | 梨本洪 | 珪 |
| | 〃 | 奥本佳 | 史 |
| | 〃 | 谷原一 | 安 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員
- | | |
|-----|---------|
| 議 長 | 川 村 優 子 |
| 議 員 | 松 林 謙 司 |
| 〃 | 増 田 順 弘 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------|----------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 生活安全課長 | 西 川 雅 大 |
| 財務部長 | 米 田 匡 勝 |
| 財政課長 | 内 蔵 清 |
| 市民生活部長 | 前 村 芳 安 |
| 環境課長 | 西 川 勝 也 |
| クリーンセンター所長 | 石 橋 和 佳 |
| 〃 補佐 | 西 川 康 光 |
| 保健福祉部長 | 森 井 敏 英 |
| 健康増進課長補佐 | 西 川 恵 津子 |

産業観光部長	植 田 和 明
農林課長	吉 田 賢 二
〃 補佐	巽 隆 恭
商工観光プロモーション課長	竹 内 和 代

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸
〃	岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第28号	令和6年度葛城市一般会計予算の議決について
議第29号	令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第34号	令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第32号	令和6年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第30号	令和6年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第33号	令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第31号	令和6年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第35号	令和6年度葛城市水道事業会計予算の議決について
議第36号	令和6年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会をいたします。

金曜日、予定時間オーバーして、かなり熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございます。予定時間を3時間もオーバーをして8時半でしたけども、この間、土日、今日もまた熱心にご審議をいただきたいと思います。

金曜日に引き続きの質疑から入りますので、よろしくお願いをいたします。

発言される場合は必ず挙手いただき、指名をこちらからします。マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのをランプを確認してからご起立いただき、必ずマイクに近づけてご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、マスクの着用については個人の意思に委ねられておりますので、葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めております。ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についてもあまり人数が多くなならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。

また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、私が指名した後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭に的確な答弁をお願いいたします。また、答弁における予算の年度については、新年度予算は令和6年度予算、そして今年度予算は令和5年度予算と、できるだけ具体的な年度で説明をお願いいたします。新年度、今年度と使わず、令和6年度予算または令和5年度予算という使い方をお願いしたいと思っております。

なお、答弁者については、部長または担当課長でお願いをいたします。原則として課長補佐級以下の委員会室入室は認めていません。理事者控室及び議場において委員会の音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室の入口付近のマイクを使って答弁をお願いいたします。

それでは、本日の議案審査に移ります。

本日は、4款衛生費に対する質疑から始めます。金曜日に引き続いて、本日は4款から始めます。

質疑ないですか。

坂本委員。

坂本委員 今日でもよろしくお願いします。4款の1目保健衛生総務費の12節委託料の中の……。

藤井本委員長 ページ数言ってください。

坂本委員 100ページです。休日診療所委託料698万7,000円、これは令和5年度よりだいぶ下がって

おります。何で下がってるのかお聞きします。

それと、103ページ、12節委託料の中の大腸がん検診委託料397万8,000円、これも令和5年度予算より下がっております。これは何か理由がありますでしょうか。それと、予算書ではどこにあるかちょっと分からなかったんですけれども、概要で言うと36ページの11番クーリングシェルター設置促進事業、予算のポイントにも入っておりますけれども、これは市内何か所、大体どこに設置されるものなのか教えていただければと思います。

この3つ、よろしくお願いします。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。本日はよろしくお願いいたします。

まず1つ目の質問で、休日診療のほう698万7,000円に下がった理由なんです。そもそもこの休日診療のほう、コロナがあった時期は診療を控える方が多かったために、診療収入のほう下がってございました。昨年より徐々に、5類に変わってから休日診療を利用される方が増えてきております。本年度につきましては、もともとコロナが発生する前の時点に近づいてきているということで、今回予算のほうはこのような形で合意して依頼する形となっております。そういった意味では昨年よりも金額は下がっておりますが、サービス内容等は変わっておりません。

2つ目の大腸がん検診でございます。これにつきましては、例年行っております、私どもも例年の数に合わせる形で、実績値に合わせて予算を積み上げております。その結果、この大腸がんの方については例年よりも少し減ってきているということで、その分を減らさせていただいた形となっております。

それから、3つ目のご質問のクーリングシェルターでございます。これにつきましては、クーリングシェルターにつきましては予算書のところに載ってきておりません。該当する予算のページを申し上げますと、103ページ中段のところに需用費がございます。どのようなことをしようとしているかということでございますが、まず目的としまして改正気候変動適応法施行規則、官公省令に基づく熱中症特別警戒情報が発表されて、あと市町村長による指定暑熱避難施設、これがクーリングシェルターになるんですけれども、その開放する努力義務が本年4月より発生しております。それに伴いまして、熱中症警戒情報の運用を4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までの間、そういった形で涼める場所を準備する必要が出てくると。それで、私どももどういうふうな方法が一番いいのか検討させていただいたんですが、まず公共施設、そして民間の施設にも声をかけていく準備をしていきたいと考えております。そこでまず、そういったことを皆さんに周知していただくための予算としまして、講師謝礼5万円、そして需用費の中でも特にパンフレット11万円、それらを刷るための用紙代の消耗品を1万円、それとクーリングシェルターの設置の消耗品としまして1万円掛ける20か所を想定しています。ただ、それにプラス印刷製本、それとのぼり旗、特に避難のそういう警報が発令されたときに、ここに行けば避難できるよということが分かるようなのぼり旗を立ててやっていきたいと。どういった場所かということなんです。これにつきましては、まず公共施設であれば今すぐ手が打てるという考え方をしております。例えば、新庄文

化会館、當麻文化会館、図書館、ゆうあいステーション、相撲館、スポーツセンターといった公共施設のほうで、まずこういった形を進めていきたいと考えています。それに加えて、お声がけさせていただいて、民間の事業者の中にもそういうような協力いただけるところへ今年は声がけしていきたいと考えておりまして、予算的には先ほど言いました20か所分を予算化させていただいて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。まず、1つ目の休日診療所の委託料に関しては元に戻ってるということで、何で下がってるのかなと、サービスが休日診療所いうたら、多分、大和高田市の市役所の東側のところの高田診療所だと思うんですけども、そこがこれからゴールデンウィークもうじき来ますので、休日診療のサービスが変わってないということで、それは分かりました。ありがとうございます。

それと、2番目の大腸がん検診料なんですけれども、これは申込み人数が減ってるということなんでしょうか。がんの中でも大腸がんが一番罹患する人が多いと思うんですけども、この大腸がんの検診が減ってるということは、ちょっと心配するところであります。市民にもっと利用して大腸がん検診を受けてもらうように啓蒙しなければいけないと思いますけれども、その点に関してはどう考えてらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、クーリングシェルターに関しましては民間を含め20か所ということで、これからアラートが発令された場合に避難できるところを確保するというようなことなんですけど、これ民間は例えばどういうところを、これから回ってお願いしますということになるのか、どういうところをお願いすることになるのか、ちょっと分かったらお聞きしたいと思います。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 大腸がん検診につきましては年々減る傾向にございます。ただ、このことにつきましては委員ご指摘のとおり、啓蒙のほう活発にしていけないと考えております。予算的には2年連続下がってきてる状況にございますので、予算としてはこのような形を取らせていただきましたけれども、私どもの啓蒙活動のほうにつきましては、周知のほうも含めまして例年以上に頑張るようにしたいと考えております。

それから、クーリングシェルターの民間ということでございます。相手がございますので、いま一度、事前に声をかけさせていただいたのは薬局です。ただ、これも確定しておりませんので、また声をかけさせていただいた上で、例えばそういうようなところで公共的な仕事をしてはるようなところで協力いただけたらなと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。大腸がん検診に関しましては、これはもう受ける人が減ってるというのはちょっと困るので、市民の皆さんが受けてもらえるように、その啓蒙のほうをしっかりしてもらうようにお願いしておきます。

クーリングシェルターに関しましては、民間の薬局を今、考えてるというそういうお答え

でございますけれども、市民にこれも告知してもらって利用しやすいように、そういうアラートが出たらここに行ったらいいんだよというようなことが市民が分かるように告知してもらって、たくさんの人に利用してもらうようにしてもらえたらいいかと思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。関連、先に言いますか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連で1点だけ。クーリングシェルターというのは、予算としても低廉でかつ非常に優れたアイデアかなと思うんですが、このアイデアを、これどうやってこういうアイデアが出てきたのかなというのをちょっと森井部長にお伺いしたいんですが、先見、近隣の自治体とかでそういった事例があったのか、それともあるいは現場の職員の方からそういった声が出てきて発想が出てきてなったとか、そういうふうな辺り教えてもらえたらと思います。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。ご質問ありがとうございます。

まず、これ発案は課の職員たちが発案してくれましたが、そもそもこの熱中症対策につきましては、市長のほうからも、災害対策と捉えて対応に当たれる体制をという日頃からご指示をいただいているところです。それに加えて、私ども保健福祉部、特に健康増進課や地域包括支援課などは、例年5月頃から熱中症対策のPRをさせていただいております。特に健康増進課につきましては、その対策のために防災無線を通じてPRさせていただいてまいりました。その上で、今年のこの設置促進事業につきます改正気候変動適応法施行規則というものが始まるということでございましたので、こういった提案を課の中で、何か方法ないかというので職員たちが考えてくれたという流れとなっております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。市長も、いつも防災ということに対しては大変力も入れていらっしゃると思うんですが、職員もそれに応えてしっかり考えていただいてこういったアイデアを出されたと、非常に優れたことかなと思います。うまくまた周知されることも願っております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 本日もよろしくお願いいたします。104ページの4款1項5目12節の産婦健康診査委託料225万円なんですけども、これ概要書で言うと36ページになります。新規の事業になると思っています。恐らくこれ、産婦健康診査負担金、18節の負担金補助及び交付金も同じやと思うので、これ一緒にお伺いしますが、これについての内容を教えていただきたいというところが、これまず1点です。

それと、同じく104ページの4款1項5目10節需用費146万2,000円、これ概要書でいきますと多分同じく36ページの葉酸サプリメント支給事業かなというふうに見受けるんですけど、

これのどのような効果があつてどれくらいの自治体で採用されているものなのかというところを、ちょっとお聞かせ願いたいです。取りあえず、それをお願いします。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

まず、104ページ、産婦健康診査委託料の新規の分でございます。まず、この産婦健康診査につきましては、目的としまして、産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図るために、産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成するというものでございます。助成金額は1人5,000円掛ける2回となっております。助成方法でございますが、妊娠届出時にお渡ししております妊娠健康診査補助券つづりとともに産婦健康診査補助券2枚を配布する予定でございます。

それからもう一つ、葉酸配布でございます。消耗品費で出ている部分でございます。まず、この葉酸サプリメントの配布でございますが、葉酸サプリメントとは、葉酸はビタミンB群に含まれる水溶性ビタミンの一種で、細胞や血液を作る働きがあります。18歳以上の女性では、240マイクログラムの葉酸摂取が推奨されております。この葉酸の多く含まれている食材は、ホウレンソウやモロヘイヤ、ブロッコリーなど、海藻類等でございます。また、この葉酸がなぜ必要かといいますと、妊娠前から妊娠初期の女性は、胎児の二分脊椎などの神経管閉鎖障害の発生予防のため、食事に加え、サプリメントなどによって付加的に1日当たり400マイクログラムの葉酸摂取が望まれるとされているということになっております。この今回の予算につきましては、150粒を、これが2粒ずつですので75日分掛ける3瓶を保健師や助産師の説明の後に無償で配付させていただきたいと考えております。単価につきましては1,530円掛ける600人分掛ける1.08でございますので、消費税が8%でございますので、99万1,440円かかると予算のほうを組ませていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 それでは、産婦健康診査のほうなんですけど、妊娠届出時につづりをお渡しして、それを2回までできると。これ、つづりをお渡しするんですけど、この予算案のポイント、委託料225万円と負担金35万円となってるんですけど、このつづりはどこの医療機関、提携されてんのか、それかどこでも、いや医療機関じゃないんか、そうか。これはどこでやられるものなのかというところ、この委託をされている委託料が225万円なんですね。負担金35万円ということは35人ということなのか、要はその人数ですよ、補助できる。これ、2回までやったら1万円やと思うんですけど、これは委託というのはどこに委託されるのかというところをお聞かせ願いたいの、それが1つあります。

それと葉酸サプリなんですけど、これちょっと答弁漏れがあつて、どれくらいの自治体で採用されているのかというところがあったかなと思うんですけど、要は僕、何が言いたいかというと、これいろいろ説明あったんですけど、安心してできるものかというところをちょっと聞きたいと。それと、あとメーカー、多分、この葉酸サプリでもいろいろサプリメントがあると思うんですけど、その包括をされるようなメーカーとどっか提携をしてされる予

定があるのかというところ、そやからそれ1個答弁漏れと、その包括、どっか考えられているのかというところ、お願いします。

藤井本委員長 すいません、私も失礼しました。先ほどの、どっかやられているところがあるのかというのは、1問目で、誰答えてくれるの。

西川補佐。

西川健康増進課長補佐 健康増進課、西川です。よろしくお願いします。

まず、産婦健診のほうからお答えさせていただきます。県内の産婦健康診査のほうは、妊娠の先ほどお伝えしましたチケットと同じで、奈良県の医師会と市町村との契約を結ばせていただきまして、その契約にのっとった医療機関につきましてはそのチケットを使用して受診する、妊婦健診または産婦健診を利用することができるということになっております。負担金につきましては、その医師会と契約をしていない病院で受診をされる方に関しまして、例えば県外での里帰り出産とかになりますと集合契約ではない病院での受診となりますので、その方につきましては償還払い対応をさせていただきますので、その分を35名として負担金として載せさせていただいております。

もう一つの質問の葉酸サプリのほうなんですけども、従来から葛城市は大塚製薬のほうと協定のほうを結ばせていただいております。それと、市町村どこかということなんですけども、奈良県内では令和5年度の秋頃だと思うんですけども、宇陀市のほうが同じように、大塚との協定の中で葉酸サプリメントのほうを開始したと聞いております。ですので、葛城市は2例目ということになります。

あと、葉酸サプリのこのサプリメントで付加的に400マイクログラム摂取するというのは、国の厚生労働省のほうからも推奨されていることとして、母子健康手帳の交付のときに配らせていただいている全国的な副読本のほうにも葉酸サプリを勧めるというような名目がございまして、国の国庫補助金のほうにもこのサプリメントの補助が載せられておりますので、きちっとしたものの中での補助と考えております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。分かりました。まず、産婦健康診査のほうは、奈良県で医師会と提携してるところやったら使えますよ、そのまま行ってもらったら使えますやけど、里帰りされているところやったらお金で渡すというためのもんということですね。分かりました。了解いたしました。

もう1個の葉酸サプリについても、厚生労働省からも安全性推奨されているということと、宇陀市に続いて2例目ということやから、比較的早い対応をされているということなので、こういう子育てに、葛城市子育てに強いまちという、それと出産、安心して来てもらえるということはいいいことかなと思います。

ただちょっと、ただちょっとというよりも、ここで言うたらあれなんですけど、母子保健DXについて、ずっと僕一般質問させてもらってるんですけど、母子健康手帳アプリ、これ国のほうも令和7年度までに整備をなさいというところになってきていると思うんです。さ

つき言うてたら、やっぱりこういう妊娠届出時につづりを渡すとかというの、やっぱりDXのところでできるし、里帰りのほうも、それ今、PMHというんですかね、そのデジタル庁でクラウドみたいところで、そこにアクセスしたら里帰りについてもその行政間でやり取りがうまいことでできていくというところなので、これやっぱりぜひともこういうつづりもあれなんですけど、母子健康手帳アプリ、母子保健DXのほうも、ここに今回予算にもちょっと上がってきてないので、その辺またちょっと考えていつていただきたいなというところはあります。一般質問のほうでも、森井部長のほうも、マイナポータルも関連させながら、今、研究中ですということをおっしゃっているんだけど、もう国のほうもいよいよ令和8年度までにしなさいというところで、今、自治体のほうも半分以上ですか、もう今それ取り入れて母子健康手帳アプリのほうを取り入れてやられてるので、これ葛城市のほうもやっぱりこういういろんなメニューを出していつていただいているんですから、そこも使う方がより使いやすいようになるためにちょっと進めていつていただきたいということでございます。予算と今の話の予算とはちょっと大きく関連はしてますけど、よろしく願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 要望というか、3問目ですよね。

西川委員 3問目というか、意見です。

藤井本委員長 発言、もし説明不足ということで説明されるところがあれば説明してください。

森井部長。

森井保健福祉部長 ありがとうございます。以前、母子手帳のほう、一般質問でご質問いただきまして、あれ以降、特に有名な電子母子手帳、無料の分とかも含めて、今現在、届けた方々については、あれ葛城市がこれですというふうにはやってないんですが、こういうものがありますよという辺りは情報共有させていただくように持ってきてます。

それと、今回予算の中で2年にわたっての債務負担行為を組ませていただいております自治体のDX絡みの標準化、これにつきましても今現在、今年と来年にわたって母子を含む健康システムについて、今現在、私どもが使っている部分と国の標準化との間、どういうふうにしていくべきかというのを、国の補助がありますので、この機会に全てそういうのをチェックさせていただいた上で導入に向けて進めております。それが、7ページにあります債務負担行為のところにも出てきておりますが、健康管理システム標準化対応業務の委託、これについて、これと今年の予算としましては100ページにあります1,551万円、そしてそれが26ページを見ていただきますと、デジタル基盤改革支援補助という形で国からの補助が来るといふ形の部分に今年から作業しておるといふ状況でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございます。ほかに。関連。

柴田委員。

柴田委員 産婦健康診査なんですけど、これは産後鬱とかの心配があるということで始められていると思うんですけど、もしそれで審査でそういった精神的にちょっと鬱状態になつての方がいらっしゃる場合、それ以降は市としては何か対応されるということはあるんでしょうかと

いうのと、それからこの健康診査なんですけど、以前から実施されてる自治体も多い中で、子育てに優しいまちの葛城市がなぜ今なのかというのを教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 健康増進課、西川でございます。よろしくお願いします。

この産後健康診査は、先ほどお伝えさせていただいたように、奈良県の医師会との集合契約の中で実施するものになります。こちらは、先ほど1回5,000円の補助となりましたが、お金の補助だけではなく、目的としましては妊娠初期から医療での気づきを市町村に情報提供していただくというつながりを目的にもしております。ですので、妊産婦健診に病院に受診された際に、心のチェック状態のアンケートや、また問診などを丁寧に病院のほうで実施していただき、何か市町村のほうでの情報共有をしたほうがいいのかとなった場合、病院から情報提供書が届くことになっております。もちろん、本人様の同意の下での作業となります。そのような情報提供をいただいた後に、健康増進課に子育て世代包括支援センターを設置しておりますので、専門の事例困難対応職員であったり助産師であったり保健師が、その情報を基に、訪問なり電話なりまた相談なりというような流れで支援をしていくように考えております。

産婦健診のほうなんですけども、葛城市も、従来は産後一番最初に出会う場としては子どもの新生児訪問となります。これは大体3から4か月ぐらいのお子さんに訪問させていただくんですけども、でも産後鬱というのはもっと早期の段階からございます。最近は核家族化も進みますし、赤ちゃんを抱っこしたことがないお母さんが子どもを産むというようなことも珍しくない社会になってきております。そういった場合も含めまして、とにかく早期に何か困っておられる、不安に感じておられるお母様に何かできないかということと、またこの県の集合契約が始まるということと重ね合わせて検討させていただいた結果、この度、産婦健診のほうの費用助成のほうを考えさせていただくことになりました。

以上です。

藤井本委員長 今の質問の中で、他市が先行してんのかな、この分は。だから、葛城市はちょっと遅いんじゃないですかという意味合いの質問であったと思うんですけど、その辺の現状を説明していただけたら。

森井部長。

森井保健福祉部長 ありがとうございます。確かに他市先行の部分、あるかもしれません。ただ、葛城市、この数年間で予算で新規の事業で紹介させていただきたいんですけど、産後ケア事業というのを令和3年9月1日から開始しております。令和3年度の予算に、コロナ禍でしたけども行いました。それと、昨年の予算でも、この産後ケア事業を強化させていただいて、訪問型の支援をスタートさせていただきました。まさに産後に対してこういった形で受皿をつくって、そこから検診のほうも今年から始めさせていただくという流れになっております。計画的にこのような形で進んできてるとお考えいただけたらと思います。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 まず、市の対応はよく分かりましたが、これは令和6年度から設置されるこども家庭セン

ターとも関わりがあるのかどうかだけちょっと聞かせてもらいたいのと、あと産後ケアは以前からやってるということで、それに対応できる今そういうシステム、事業を開始されたということなんですけど、別に同時というかでもいいのかなと思いますし、産後ケアの場合は多分、自分から来ていただく、申請というか、申し込んでいただくようになってるんじゃないのかなと思っておりますので、そういう今、産婦健診で見つかるという方法が以前からあれば良かったなというふうに私は個人的に思うんですけど、そのこども家庭センターのことだけちょっと教えてください。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

こども家庭庁ができて、そしてこども未来創造部、こども・若者サポートセンター、そして、今、こども家庭センター、それと先日からもこども未来創造部のほうからも説明がありましたが、私どもと特に、健康増進の分野では母子の分野で連携していくという形で、まず連携型で進めていくという形になります。そういった意味では、形としては配置してる場所は変わらないんですが、きちっとそういう枠組みを決めて、今年から従来どおり連携はできているとはいえ、システム化してやっていきたいと考えております。それが、今年初めてそういうふうに進んでいく形になります。よろしくお願いします。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 こども家庭センターが設置されて、その動向を見てみないとなかなか本当に機能するかどうかというのは分からないと思うんですけども、その辺りのサポートの強化はぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。ページ数言います。101ページの4款1項2目、この予防接種事業の中の12節委託料ということで、たくさん予防接種関係の委託料が入っているわけですけども、これちょっとお聞きしたいんですけども、全てこれは法的に義務づけられている予防接種でしょうか。その場合、国の交付金が入ってくると思うんですけども、全く市独自の単独費用でやってる予防接種というのものもあるのかどうか。この点について伺います。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 101ページの委託料の中の予防費の中の予防接種の分の委託料のことでございます。この分につきましては、定期予防接種としまして国のほうで定められている分の予防接種を全てここに記載させていただいております。ただ、ちょっと分かれてるんですが、今年の新型コロナウイルス対策室の分、これのワクチン接種分につきましても委託料として別のところに出ておりますが、この4月以降はここに合流するような形になってくると考えております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 全て国で定められているものということでありました。ちょっと裏返してお聞きしたいんですけども、国で定められている予防接種のものは、全てこういう形で委託料で葛城市で

も払って市民の方にやっていただいているというふうに考えていいのでしょうか。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 全てやっておるつもりです。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 带状疱疹の予防接種ということで、最近ＡＣジャパン辺りでも宣伝しております。これはまだ国のほうの補助金制度がまだついてないと考えておいたらいいいわけですね。ちょっとそういう要望等ありますので、分かりました。国に基本的に義務づけられ、交付金があるものについては全て葛城市はやってきていると、分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 よろしく申し上げます。私のほうから１点申し上げます。１００ページ、４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費の１２節委託料、まずこの中の健康管理システム改修委託料２５万３,０００円、それとその２つ下、健康管理システム標準化対応業務委託料１,５５１万円、これ連動してる形になると思うんですけども、これは国のＤＸの標準化２０対応業務のうちの１つなんですよ。それについてお伺いしたいんですけども、まずそのＤＸの標準化に対応するための上の健康管理システム改修委託料のところ、概要でいくと情報連携に係る健康管理システムの改修となります。これ、要するに現在の使っていらっしゃるシステムを標準化に合わせにいくための改修ということですよ。それ答えまた言ってください。と思うんです。でしたら、その対応期間というのは、この対応が完了したら終わるのかどうか、あるいは引き続きそれを必要となるのか。それと、その健康管理システム標準化対応業務委託料の概要のところには、標準化対応外の関連システムというふうに書いてあるんですよ。ということは、完全に標準化で一本化するんじゃなくて、対応外のやつも残っていくという形になると思うんです。それ残ってきたときに、ここのまたシステム改修委託料が今後も発生していくのか、残っていくのであれば、こういった業務が残っていくのかというのを教えてください。

それともう一つ最後、このＤＸの標準化に対しまして、業務の見直しというのは絶対必要になってくると思うんです。そういったときに、これまで習慣的に行ってきた業務、それが本当に必要かどうかという判断が迫られてくると思うんですよ。標準化にすることというのは、その個々の業務手順の国が示すベストプラクティス、一番いい方法というのが示されるはずなんです。葛城市においてこれよりもこっちのほうがいいなというのは絶対出てくると思うんですけども、その場合、誰がどっちを使うという判断をするのか、これについてお伺いします。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

まず、１００ページに載っております健康管理システムの改修委託料、これは今現在使っております健康カルテといいますソフトの改修の委託料でございます。それに加えまして、２つ下に健康管理システムの標準化対応業務委託料、これが自治体ＤＸで標準化のための予算でございます。

まず切り分けなければいけないのは、この健康管理システム自体は今も使っております。使っている中において、今年は25万3,000円分の改修があるといいますのは、データレイアウトの一部修正しないといけない内容が出てきておって、3分の2国の補助で改修を令和6年度の6月に改定されるに合わせてこのシステム改修が必要ということで、今使ってるものの改修費用になります。

それから、先ほど委員おっしゃっていただきましたように、標準化対応ということになってきますと、今現在使っているシステムの状態を把握した上で、国のシステム、この国のシステムにつきましても標準化版というのがバージョンが何回かに分けて今出てきている状況です。今後もまた新しく出てくると急にまた変わるかもしれないということもありますが、まずは私どもが今使っているシステムと標準化の間の設定がきちっとできるのかどうか、その調査と、それとそれに基づく導入に向けてのチェックをしてるところなんです、これ2年間にわたって分けて国の補助が受けれるということで、まずフィット&ギャップといいまして、きちっと今のシステムと国の標準化の案との間でできるかどうかのチェックする部分は今年の予算として組ませていただいております。それと、来年度はそれを導入していくための予算というふうな形で組んでおりますので、予算としましては今これ1,551万円と出してるんですが、先ほども言いましたが、7ページのところに債務負担行為を組ませていただいて、2年目はそういった形で1,456万1,000円分を今、見ておるんですが、2か年に分けてシステム構築をしていこうというものでございます。

あと、どっちのほうがいいのという、システムのバージョンによって、これについては標準システムの本稼働までに何度かそういう修正がかかってくるだろうと思っております。今年の分も、予算については実際にこの調査をした後、調整とかそういうものについても、今現在お願いしているところに頼めばいいのか、それともそれ以外のところでも技術を持ったところがあるのかということで、今年の予算につきましては、プロポーザルで提案型でこの金額を提示させていただいた上で、どこまでできるかをやってもらいたいなと考えております。次年度以降につきましても、それに基づいて、まずは今使っているところと、使いやすさと職員の効率性、そういったものを見ながら国の標準システムに移っていきいたいなと考えておりまして、それが終わるのが令和7年度の終わりというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ご丁寧に説明、よく分かりました。ありがとうございます。要するに、今年度のところは現行システムと標準化のシステムのその対応のチェックですね。フィット&ギャップというところで、現状のシステムが残すところとか採用するところの選択をしていくと、来年度から導入を図っていくと。その間もいろいろ、いろんな細かなバージョンアップ含めた改修が入ってくるということで、今のご説明で、現のお付き合いされているシステム開発会社、ベンダーのところが、今年度プロポーザルされるということです。これ、非常に画期的だと私、思います。というのは、これまでやっぱりシステム改修の費用は高止まりしてるというのがベンダーロックなんです。1回頼んだらそこしかもう対応できないという、それを今回、

国がDXで目指すところというのは要はそこなんですよね。自治体のほうのシステム改修費負担を抑えるというのが1つ目的があるので、それをこの健康増進課のほうでプロポーザルという形でされるということで、非常にいいことだと思います。よく分かりました。来年度は債務負担でまた継続していくということですね。分かりました。もう結構です。

藤井本委員長 委員の方も答弁される方もですけども、今年度、来年度という表現じゃなくて、令和5年度、令和6年度ということで統一したいと思いますので、これからよろしくお願いします。

ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。私、概要のほうで38ページ、環境衛生事業の中段にございます新エネルギー等システム設置補助金、これ令和4年度が500万円、令和5年度500万円で、今年550万円になってるんですけども、増額の理由とこれまでの実績を教えてくださいませんか。これが1点目です。

2点目が、同じく概要の38ページ、火葬場費で、これ新規で火葬場外壁改修等工事監理業務委託料と火葬場外壁等改修工事のこの2つ出てるわけなんですけれども、これの内容といえますか、どういったところをされるのかということをお聞かせください。

3点目が、これは予算書のほうでいきます。予算書の116ページ、3目のし尿処理費の10節需用費の修繕料163万3,000円ということで上がってますので、これについてどういうことをされるのかということをお聞かせください。

以上、3点お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の新エネルギー等のシステム設置補助金でございますが、この補助金につきましては平成26年度から開始をさせていただきました。太陽光発電またはコージェネレーションシステムを設置されたご家庭に対し、各5万円ずつ配布をさせていただき補助金でございます。令和3年度までは80件の予算を計上させていただいておりました。令和4年、令和5年と20件ずつ増やさせていただいて100件の補助金を支給させていただいておりました。補助でいいますと、毎年2月末までには補助が満額になるということで、例年、何人かの方がお待ちいただいているということもございましたので、令和6年度については10件増やさせていただいて550万円ということで予算計上のほうをさせていただいております。

2点目の火葬場の改修工事でございますが、火葬場につきましては昭和61年に建築されまして、今年で37年目を迎えております。老朽化も進んでおりますことから、令和4年度には屋上防水工事を施工させていただきまして、令和5年度で、今現在、空調照明等の改修工事を行っております。また、その他の改修工事に伴う設計委託業務を令和5年度で実施をさせていただき、それに基づきまして、令和6年度で火葬場の屋根、外壁等の改修工事を施工させていただきたく、今回予算計上させていただいております。工事概要につきましては、銅板の屋根の部分については現時点での補修する必要はないということでございます。外壁の

タイルにつきましては、約半分程度の補修が必要です。あと軒先、通路等については、吹替改修工事を行う予定をしております。あと、敷地内の舗装の損傷もあること、また市民の方からご意見をいただいております火葬場入口の段差の解消、その部分につきましても今回の工事費に計上させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。どうぞよろしくお願いします。

先日の補正予算の中で、ちょうど梨本委員からご質問いただきまして、そのときはマイナス補正をさせていただいております。そのときの説明で、ちょっと私、説明不足やったところがあつたんですけども、葛城市のし尿中継地、こちらのほうの脱臭装置のフィルター交換、これを毎年、年に1回交換させていただいておつたんですけども、ほんまに1年に1回交換しないと駄目なのかというのをちょっと試験的に、今年は実施せずにあえて来年同じ予算を組まさせてもろて、もし支障が出るならすぐ対応できるようにしております。それで、ちょっとでも予算削減というふうな形で時期を延ばすことができないかということで、本年のこの修繕費につきましては脱臭装置のフィルター交換2台分、1基が74万2,500円、それ掛ける2台の消費税分となっております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 まず、新エネルギー等システム設置補助金、これ110件分ということで55万円ということで、件数については分かりました。これ、平成26年からされてるということなんですけど、これ制度本来の目的というか、この制度をつくられたときというのは、そういったコージェネレーションシステムとか太陽光というものがまだたくさんついてないというか、新築の家でもついてないところが多かった、もしくは既存の住宅にこれからたくさんつけていただきたいところの補助金ではなかったのかなというふうに考えるんです。違うかったら教えてください。そうすると、最近の新築住宅というのは、これもうほとんどがそういった仕組みがもうセットになってる、そういう住宅をほとんどの事業者が販売されてるんじゃないかなと思うんですけども、これどの程度まで、この制度本来の目的も含めてやっていこうと考えられているのか、これ自体。これも単費ですので、そういったところも含めて、ちょっと環境課としての考え方を再度聞かせていただけますか。これが1点目です。

2点目の火葬場管理事業に関しましてはよく分かりました、丁寧に説明いただいたので。私ちょっと不安やったんが、去年の設計のときは屋根が入ってたんですよ。今年、工事、屋根が抜けてるので、あれ工事、屋根せえへんのかなというのがちょっと不安やったんですけども、屋根は今回必要ないと、令和4年度で屋上の防水工事もできてるということで、そういった防水の水が漏れるおそれもないということで理解いたしました。これはもうこれで結構です。

3つ目のし尿収集事業の脱臭フィルターの件、これも理解いたしました。試験的にそうやってやっていただいて、これもフィルターも非常に高額やなというふうに思いますので、こ

ういうのをできるだけ、かといって近隣に迷惑をかけるようなことがあってはいけませんので、そういったところの配慮もしながら、きちっと監視もしながらやっていただいたらなというふうに思っております。

ここでもうちょっとだけ聞かせていただきたいんですけど、ちょっと委託料になっちゃうので、委員長いいですか、ちょっと委託料に飛んじゃうんですけど、いいですか。

藤井本委員長 はい。

梨本委員 これ、汲み取りの件数とかのチェックとかはどういうふうにされてるのかなというのだけちょっと聞きたいんです。戸数チェックというか、これもう全く業者にばんと投げてしまつて、もう業者のほうで全部そういった戸数とかの報告を受けてるだけなのか、それとも行政のほうでしっかりとそういうふうなのを戸数、何件行ってもらいますとかという件数のチェックがきちっとできてるのかというところだけ、ちょっと聞かせていただきたいんです。それだけ再度、追加でお聞かせいただけますか。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 新エネルギーの補助金についてご説明をさせていただきます。委員お述べのとおり、平成26年開始をした目的については、地球温暖化対策とか温室効果ガスの削減というような形で、まだそれほど普及もしてなかったということで進められたのかなというようには原課のほうは思っております。今、委員おっしゃるように、最近、家を建てられる分については、コージェネレーションシステムであつたり太陽光等は付けられておるわけなんですけども、今国のほうも補助金を出されております。また、奈良県のほうも補助金を出されております。そういうことからすれば、葛城市のほうもゼロカーボンシティ宣言もさせていただいていることから、市のほうも幾らかの補助金を出していただいて、その2050年に向けたゼロカーボンに向けた取組の一環として、今現在、原課としてはこのような形での補助金は妥当ではないのかなというようには考えてるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 西川補佐。

西川クリーンセンター所長補佐 クリーンセンターの西川でございます。よろしくお願いします。

今、梨本委員のお問いのし尿の汲み取りの件数の確認の方法でございますけども、し尿の件数のほう、毎月、住民異動のほうと連動させまして、死亡、転出、転入、出生とか、その辺で人数変わっているところは、当然、1世帯当たりの人数割の金額が変わってきますので、それを確認した上で、その月の依頼ということで汲み取りの業者に名簿のほうを送らせていただいております。その名簿に基づいて汲み取りをしてきたところの行ったところ、留守でできなかったところ、そういうところはまたチェックして戻ってきておりますので、それで請求のほうは調整しております。あと、臨時の汲み取りというのがございまして、工事現場の仮設トイレであるとかそういうところは、業者から申込みがあったところを汲み取りの業者に依頼しまして、その後、汲み取りの臨時汲み取りは量で請求しますので、そちらのほうをまた照合させてもらって請求いたしております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 まず1点目の、この新エネルギー等システム設置補助金の件です。環境課としての考え方は分かりました。ただ私は、これはやはりいろんな制度において、本来の趣旨を、目的を達してるかどうかというところがやっぱり大事だと思うんですよ。もしその先に、今後、CO₂削減、葛城市もゼロカーボンシティ宣言してますので、さらなる制度としてこういうものを、近隣の自治体とも比較した中で、こういう制度がいいんじゃないかというようなことでやっていける分には私はいいと思うんですけれども、設置当時の、この制度設計当時の考え方がある程度達成してるということなのかどうかということの確認は必要でないかなというふうに思ってます。これがもう途中で、今から既存の建物に今後どんどんどんどんそういうのが増えているんだということであれば、この仕組みがいいなというふうに思うんですけれども、そうかどうかという判断も含めてちょっと研究されたらどうかと。やっぱり単費がどんどん膨らむというところに関しては、私は今回の予算非常にちょっと心配していますので、よろしくお願いします。

し尿収集の件も理解いたしました。私ちょっと心配してるのは、これ一般廃棄物も一緒なんですけれども、その業者任せにしてしまうと、あれは持ってこられたものに対して名前が書いてるわけでも、どこから出てきたものかというのの判断もできないんですよ。ですので、やっぱりそういうことに関してはきちっと監視の目を光らせておくということが日頃から大事だと思いますので、そういったところも含めて今後もよろしくお願いしますと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 ページ数からいきます。107ページ、4款1項7目新庄健康福祉センター管理事業になります。そこの13節、そこにあります使用料及び賃借料の土地借上料509万8,000円、この場所はどこの場所なのか、契約期間、広さ等、また年間500万円という土地借上料になってますが、この算出の根拠がどういうことでこういうことになっているのかをお伺いいたします。

続いて、113ページになります。4款2項2目ごみ処理施設運営事業の7節報償費800万円、この報償費は何なのか。これについても、何らかの契約等があるんだったら、契約期間どうなっているのか、その目的、積算根拠も含めて分かりましたらお願いいたします。

それから3つ目ですけれども、ページ数が115ページになります。4款2項3目のし尿収集事業、7節報償費、これも報償費になっておりますが、140万円、これも同じですけれども、これ何の報償費で、その目的、契約期間等ございましたら、積算根拠も含めてご説明をよろしくお願いします。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、土地借上料、107ページの分でございますが、場所は健康福祉センターの北側駐車場になります。この北側駐車場、健康福祉センター第2駐車場とも呼んでおりますが、2筆

ありまして、北花内341番地の1のところが1,294平方メートル、そして777番地の2というところが109.58平方メートルございまして、合計1,403.58平方メートル、坪数にしますと424.81坪という形になります。

それと、契約でございます。契約期間につきましては、平成20年の10月1日から満30年を経過する翌年の3月末日までという形で契約しております。金額は予算のとおりでございます。

それと、この計算の根拠でございます。賃借料のところ、1坪当たり月額で1,000円という形で掛け算させていただいておりますので、1,000円掛ける使用面積424.8坪掛ける12か月という形で計算しております。

以上でございます。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。どうぞよろしくお願いします。

まず、113ページのごみ処理施設運営事業の報償費800万円なんですけども、こちらにつきましてはクリーンセンターの地元、大字當麻区のほうと結んでおりますクリーンセンターの協力費というふうな形で、年間お支払いさせていただいております。こちらにつきましては10年ごとの協定を結ばさせていただいております。ちょうど先日、令和6年4月1日から10年間、令和16年3月31日までの協定を締結させていただいております。

続きまして、し尿収集事業の報償費140万円なんですけども、これは中継タンクの設置に関する報償費で、兵家、竹内に対しまして合計間140万円をお支払いさせていただいております。

期間、こちらにつきましては毎年毎年更新させていただいております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず1点目ですけれども、土地借上げについては30年の契約ということですが、葛城市の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、施行規則には、そこにそもそも長期継続契約ができるものに土地借上料はないんですね。ただ、唯一市長が認める、市長が定めるものとありますから定めはあるんだろうと思いますが、それにしても、第3条には、前条に規定する契約の期間は5年以内とすると、ただし市長が特に必要と認める場合は10年を超えない範囲で定めるとするとなっておりますね。これ、契約期間30年というのはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけれども、どういう経緯でこうなっているのかということについて伺います。これが1つ目です。

それから2つ目ですけど、これはクリーンセンターを建ててるその地元に毎年800万円ほど協力費を払っていると。これ何の協力なのか、これちょっとお伺いしたいんです。同じく、このし尿の中継タンク、これもいわゆる、こういう言い方をすると私は身も蓋もないと思うんですが、嫌われる施設、住民さんから嫌われるいわゆる迷惑施設とかいう言い方がありますが、し尿の中継タンクなんかもそうでしょう。これに対しても地元に協力費が出されていると。これは何の協力なのか、どういう協力なのかということをちょっと教えていただきました。

い。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

先ほどの30年間と申し上げましたのは、これは条件がついておりまして、毎年度の葛城市一般会計予算の成立を条件に毎年度契約を自動的に更新するものとするという条件がついております。そういった意味では、毎年契約と同じ扱いになっておりまして、それを30年間の間は自動更新できるというものでございます。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願いします。

協定書の前段のところに、葛城市はその円滑な運営と、地元當麻区との相互の協力体制を堅持し、もって環境衛生業務のより一層の推進を図るため協定を結ぶというふうに定められております。

以上です。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。

再度ご説明申し上げます。し尿のほうにつきましては、関係地区の理解を求め円滑な環境行政を保持するため協定を結ぶとなっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私、今、市制20周年ということだから、旧當麻町の行政の在り方、新庄町の行政の在り方、やはり市政として更に今後の20年発展させるためには行財政をしっかりと見直す機会だということを、この予算特別委員会の冒頭でも訴えさせていただきました。まず最初に、健康福祉センターの駐車場の借上げですけれども、毎年予算が成立を条件に自動更新だから、ここの議会で、あるいはそちらが金額を下げてそれを議決すれば、それでまた契約は自動更新。契約の自動更新ですから、その自動更新が契約金額まで入ってるとは、だから今の説明では考えにくいんですけども、これについてはもうちょっと今の現在の周辺の土地の駐車料金の在り方とかそういうことに合わせて、市場に合わせて、適正価格なのかどうか1回ちょっと考えたほうがいいと思います。というのは、これ30年間ということで同じ金額でずっといくというのであれば、もうこれ長期継続契約に等しいものになりますから、なぜ10年と定めているか、長くても原則5年ですよ。つまり、その間に見直しをすると。それは我々の税を使ってるわけですから、世の中の変動ある中で上げる場合もあるし下げる場合もあるということですから、これちょっと今お聞きすると自動更新だけでも単年度の予算成立が条件ということなので、これはぜひ同じ金額でいくかどうか毎年ちゃんとやっぱり検討していただきたいと、それをもって提案をしていただきたいと要望しておきます。

それからもう一つですけれども、これは一緒ですよ。環境行政に対する地元の協力、これ何を意味しているか僕はさっぱり分かりませんが、さっぱり分かりません。具体的にどうかということを知りたいんですが、ただこれは100%認めたとしても、火葬場があります。

ここは地元でそういう保証金なんか出してませんよ。だからここは、旧當麻町でやってきた、そういう施設に対して地元にお金を、これ800万円は年間すごい金ですからね。地元大字に毎年800万円いうたら、私も大字の会計をやったことあるけれど、これ相当の金額ですよ。それが毎年毎年入ってくることにに対してどういう使われ方してるのかなと逆に思ってしまうんですよ、これ税ですから。一方では、旧新庄町のときにはそういうことはやってない。クリーンセンターがあったけど、地元でそういうお金は渡してない、火葬場についても渡していない。でも、合併しました。この令和6年の4月からまた當麻区とは10年間の継続をするということですが、これ10年はちょっと、私は原則5年だと思っただけですけども、10年ということで結びまして、もう結ばれたものは仕方ない。じゃあ、旧新庄町の火葬場のところ、住民が今後このままじゃあもう協力できへん言うたら出すんですか、お金。これ、どう考えるか。ちょっとまた総括質疑のときに、これは管財になるのかどこになるのか、葛城市としての全体の考え方、土地借上料についての考え方もそうですけれども、特にこういった施設を受け入れた地域の方々へのどう手当てをしていくかということ、これは今、奈良市でも大変クリーンセンター建設が非常にもめております。火葬場のときももめました。行政として大変ご苦労いただくところで、住民の方々の協力を得るのは当然なんですけど、協力の得方が、毎年多額の現金を地元へ渡すことでいいのかどうなのか。これはちゃんとやっぱり議論をしていただいて、僕は20周年というのはいい機会だと思いますので、あえて今回質問させていただいています。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 それでは、2点お伺いをいたします。

まず、104ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、5目母子保健事業費の、これ予算書で分かりにくいので、予算案の概要ですと36ページなんですけど、母子保健事業というところの中に教室指導等というのがあります。これについてお伺いいたします。これには、例えば妊産婦・新生児等訪問指導とか両親学級ペアレンツクラブとか7か月児教室とか、それぞれ予算が令和5年度と比べても上下しております。これ恐らく、対象となるお子さんとかご両親の人数の増減によるものと推察するものでありますけれども、この予算の積算というか、どうやって把握をしてどのように立てていらっしゃるのか。これはそれぞれじゃなくて、こういう考えでやってますというまとめてお答えいただけたらと思います。

それから106ページ、同じく衛生費、保健衛生費、7目保健施設費、1節報償費など、この新庄健康福祉センター運営事業の中の会計年度任用職員報酬等というところであります。これが令和5年度予算では809万4,000円だったのが、一気に令和6年度予算では330万5,000円というふうに下がっています。恐らく、一般職というのはこの上のほう見ましたら19人と対前年比変わってないんですが、会計年度任用職員報酬等が大幅に減ってるのは、これは会計年度任用職員の人数減によるものだと思いますけれども、もしそうであれば何人から何人に減ったのか、またその理由についてお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 健康増進課、西川でございます。よろしくお願いします。

委員ご指摘の母子の健康教室、健康指導等の予算の立て方、考え方なんですけども、毎年、出生数を、まず過去の出生数また母子手帳交付状況から考えております。その出生数を基に、集団健診の回数、おおよそ25人を1回の健診として捉えてるんですけども、それで年間11回にするのか、12回にするのかなどを決めさせていただいております。その中で、健診といいますと、ドクターであったり歯科医師であったりいろんな職種の方が来ていただきますので、その回数によって予算が上下増減したり、また減ったりというようなことになっております。

令和6年度の妊産婦、また新生児訪問指導のほうの増額がかなり出てるかと思えます。これは、助産師の報償費を今年は少し人員を確保できましたので増額ということで、報償費のほうも含まれております。

以上です。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 私のほうからは、106ページの7目会計年度任用職員の報酬につきまして減額されてるということにつきまして回答させていただきたいと思えます。この分につきましては、看護師と保健師がそれぞれ1名ずつ減った分によるものでございます。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 よく分かりました。恐らく、この教室指導等の人数の把握につきましては、いわゆる出生数と、それから母子手帳等で捕捉をされてるということ、分かりました。ちょっと心配となって、この2つの質問は連担するところはあるんですが、コロナがありました。コロナによりまして、例えば特に教室なんかである程度人数集めてやっていた教室でも、コロナ禍でもう一堂に会せない、感染の危険性とかで分けてやらなきゃいけないというケースも出てきてると思えます。そういった中で、いわゆる例えばある程度集まっていれば職員が3人で面倒見るというふうなこと、お世話するということになったときに、先輩もいらっしゃって後輩もいらっしゃってということで先輩の姿を見たりとかということが出来るんですけども、これを例えば細かく分けるというふうなことになったら、例えばそれぞれ手分けしてやらなきゃいけないということになってくると、人を育てるとかそういうふうなところで問題が出たりとかしていないのか、人が足りなくなったりとかそういうふうなことはないのかということ。コロナ禍が一段落したとはいえ、すぐに戻せない部分もあるかと思いますので、この辺りの実情をお聞かせ願えたらと思えます。

それから、あと会計年度任用職員、この2人やっぱり減になっているということなんですけども、特に専門職の方が減になっているわけでありますけれども、これでどうやって業務を回していくのかちょっと心配となっていくところなんですけども、これをどのようにフォローをされているのか、このことについて伺いをいたします。対応をお願いします。

藤井本委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 健康増進課、西川です。よろしくお願いします。

委員ご指摘のとおり、コロナ禍でかなり子育て事情は変わりました。コロナのときは予約制をさせていただきまして、滞在もできるだけもう少ない短時間で帰るようにということでしたので、健診なんかも本当に最低限の項目だけを実施して安全に帰っていただくということころを優先に実施していただいていたところではございます。近年になりまして、その影響がやはり出てきて、違う事業でありますけども、産後ケア事業がかなり増えてきたというのもその影響だと思います。ほかの子育てを見れない、先輩との交流がない、孤独な子育てというところが不安になり、産後ケアを利用するというようなことが今の世の中の流れになってきております。その状況を得て、健康増進課で令和6年何ができるのかというのを考えた中では、少しずつではございますが、安全を考えながら徐々に集団でのお母さん同士、または子育ての妊婦、もしくは母親が交流できるような機会を少しずつ少しずつ状況を見ながら増やしている状況でございます。健診のときも、1度に入っていただく人数も少し増やさせていただいたりとか、戻していくような作業を今している状況でございます。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 補足させていただきますと、先ほどの2名の分というのは、逆に現場でのベテランのパートの方にその部分だけ入っていただく形で対応していております。実質、この2人減っているんですけども、現場での健診のときには手厚い形にできておりますので、それが逆に若い方とかの教育にもなるかなというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。まず、その会計年度任用職員は、看護師などが減っていることにつきましては、ベテランの方をそのスポットで入っていただいて対応されているということで、手厚く対応されているというふうなことで承知をいたしました。

それから、最初の教室指導等のことなんですけれども、やっぱりコロナで人のふれあいかかが機会が奪われている、そこら辺というのはやっぱり後でということではなかなか取り戻せるものではないかなというふうに思いますので、そのことはよくよく現場でも大事だということを認識されて、今、元に戻される作業をされているということ、承知いたしました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 114ページ、まず可燃ごみの処理事業の12節委託料のところなんですけれども、これ令和4年が3億5,710万9,000円、令和5年度が3億6,281万6,000円で、今年は3億7,609万2,000円ということで、毎年ちょっとちょっと増額してるんですよ。中身を見ると、焼却灰のところと、1杯の処理量のところで増額してると思うんですけども、この増額要因をまず1つ目教えていただけますか。これが1点目です。

2点目、概要のほうで言うと39ページ、資源ごみ収集事業のリサイクル施設点検修繕のと

ころです。これは、今回は火災に伴う破碎機室内修繕というところがございまして、これも例年私、聞かせてもらってるんですけども、令和4年は2,800万円、これはシュレッダーとか減容シリンダーの交換というところがあったと思うんです。令和5年は2,000万円強で、これも長寿命化の部品交換、それから減容シリンダーの交換、ペットボトルの減容機ということです、ペットボトルの圧縮機の減容シリンダーをされたということなんですけれども、今年は火災に伴う破碎室内修繕でどれぐらいかかるのか、それ以外にどういったことをされる予定でこれだけの予算を計上されてるのか、内容をちょっと聞かせてください。

3点目は、資源ごみの収集事業の、これは予算書で115ページ、概要は39ページになるんですけども、これ12節、これも委託料なんですけれども、今年、有害ごみ処理委託料として275万円上がってるんです。昨年まで、令和5年度までは資源ごみ分別処理委託として計上されてたんですね。これ、名目が変わってますので、それから分別という言葉も取れてますので、どういうふうに変ったのかということをお教えいただけますか。

以上、3点お願いします。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。どうぞよろしくお願いします。

まず、委託料の増額の主な理由としまして、ごみ焼却施設運転管理委託料、こちらのほうが大きく値上がりしております。1,147万9,000円、昨年に比べて上がっております。この増額の理由なんですけれども、簡単に言いましたら物価の高騰に伴いましての固定費の値上げと変動費の値上げというふうな形での単価が値上げになっております。こちら、内容を詳しく説明させていただいてよろしいでしょうか。かなりまたお時間を頂戴することになるんですけども。

藤井本委員長 まとめて。

石橋クリーンセンター所長 物価の高騰に伴いましてのそもそもの固定費が値段が増額されたのと、固定費は維持管理費と消耗品費、潤滑油等の増額になっております。変動費が電気代と薬剤費が増額になっておりまして、この変動費の場合は1トン当たりの単価が増額になっております。令和5年が1トン当たり処分するのに6,074円だったものが6,918円、1トン当たりの処理費が値上がりになっておりまして、それで毎年同じ処理量を掛けた結果、増額というふうな形になっております。

続きまして、もう一つのリサイクルのほうの修繕料なんですけれども、こちら毎年計上させていただいておりますリサイクル施設保守点検修繕、こちらのほうが昨年よりも若干下がりました。1,978万9,000円となっております。設備の点検につきましては、いつもどおり施設内の機器全件になっております。令和6年度の修繕箇所なんですけれども、高速回転破碎機のヘッドカバー及び搬出シュート交換、同じく高速回転破碎機のブレーカライナーの反転、可燃性ガス検知器消耗部品等交換、破碎物搬送コンベヤー及びペットボトルほか圧縮梱包機の部品交換、リサイクル施設監視システムの交換等が主な修繕内容となっております。

もう一つ、先日のリチウムイオン電池の発火につきまして、修繕のほうで数字が出ております。金額につきましては2,927万1,000円、こちらのほうの金額になっております。なおな

んですけども、こちらのほうの修繕額に対して保険を加入しておりました。保険を担当しております管財課のほうから確認していただいたところ、今回の修繕箇所の全てが保険の対象となる、ただし当クリーンセンターが建設された平成29年度からの経年劣化を考慮し、被害額の7割程度が保険金額になるであろうと、今のところそういうふうな報告を受けております。

有害ごみの処理のほうの名称が変わったというのが、有害ごみの収集をお願いしてたのと処理をお願いしているのがちょっとごっちゃに表記されておりました。それをより分かりやすくするために、収集業務と処理業務というのを明確に分割させていただいておる状況です。以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 丁寧にご説明いただきました。理解いたしました。

まず1点目、焼却灰はこれはフェニックスですね。フェニックスが上がった。これはもうしょうがないと思います。ただ、業者はこれ9年の長期継続で契約してる、業者名も株式会社川崎技研ですね。多分、川崎技研との委託料が、ちょっといろんな物価高騰で今年高額な、すごく上がったというところですね。これは、もう契約に基づいて恐らく決められてるところやと思うんです。ですので、それに関してはもう9年間はもうこれは仕方ないと思うんですけれども、そういったところで今後どんどん施設も古くなっていきますので、かかってくる費用もどんどんかかって、何というんですか、それはその修繕費も入って契約はしてると思うんですけれども、更にその先の契約も見据えて、これに関してはやっぱり長く使わないことにはいけない施設だと思いますので、その辺りもちょっと業者との交渉も含めてしっかりと、当然、今もしっかりやっているとというのは認識はしますが、さらにこうやって切り詰めていただけたところは切り詰めて、必要な消耗品費等でも直接仕入れられるようなものもないか等も含めて、またしっかりとやっていただきたいなということでお願いしておきます。

次のリサイクル施設の修繕なんですけれども、もう火災に伴う破砕機室内の修繕に関してはもうこれはもうしょうがない。保険も経年劣化除いて7割というところで、これに関してはもう理解いたしました。ただ、リサイクル施設に関しては、これ長期包括の中に入っていないわけですね、9年間に入っていないから、これ毎年毎年2,000万円以上のお金がどんどんどんどん修繕で出ていってるんですけれども、私、葛城市3万7,000人の人口で不燃ごみ、大型ごみ、缶・瓶、ペットボトル、こういった資源ごみにこれだけ修繕かかるというのはすごくすごく高いなという印象がやっぱりあるんです。これも施設を設置して、その施設に合った修繕をしていかないということで、これももうしょうがないかもしれないんですけれども、特に高速の回転破砕機に関しては非常にこれは歯も傷みやすい、シリンダーも傷みやすいということは十分理解はしてるんですけれども、ここに関してもちょっと非常に何か方法がないのかないうようなことも含めて、例えばこれ毎年2,000万円、2,000万円ずーっとかかっていくんやったら、本当に簡易な選別ラインとか簡易な圧縮機等を設置するだけでも長期的には非常にやれるんじゃないかなという感覚も私は個人的に持ったりするので、そ

の辺りもちょっと研究していただきたいということで、これはもう要望だけにしておきます。

最後の処理と収集をもうきちっと分けてという考え方ですね。ですので、やってる内容は変わってないということですね。以前がちょっとややこしい表記になってたのを整理されたということで、やり方も市民に対する収集方法も変わらないということによろしいですね。では、理解いたしました。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 102ページ、4款1項2目12節の委託料、新型コロナウイルス予防接種委託料なんですけど、概要書の35ページなんです。令和5年度より委託料が増額になってるという理由、その理由を教えていただきたいというところと、106ページの4款1項6目18節の出産・子育て応援交付金事業の中の負担金補助及び交付金の出産子育て交付金、内容についてはこの妊娠届出時に5万円給付、出産時に5万円給付となるということやと思うんですけど、これの内訳を教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいまご質問いただきました新型コロナウイルスワクチン接種委託料の分でございます。昨年、ちょうど今の時期に、新型コロナウイルスワクチンのほうにつきましては春接種、秋接種を始めると、議会が始まってからそのニュースが流れたために追加議案にさせていただいたことを、皆様覚えておられますでしょうか。実は、この当初予算という形で概要書に載せさせていただいている予算のほうのこの数字の委託料といいますのは、実は春接種、秋接種の分ではなくて、前の年、令和4年の残り分を打つためのワクチン接種の委託料を繰り越させていただくために、繰り越すというか、それだけ打てない人を救済する形で打てるような形を取るための予算でございました。ですので、このときちょうど3月の終わりに追加議案で補正1号で出させていただいたのは、委託料はまた別の数字になっておりますので、その点ご理解ください。

それと、今回の4,046万円というものにつきましては、これにつきましては今年の秋、10月以降にワクチン接種を開始するための、65歳以上で定期接種B類という形で組ませていただいた予算という形になってございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 健康増進課、西川でございます。

出産・子育て応援交付金の内訳ですが、令和6年度の出生数を健康増進課では260名と設定させていただいております。ですので、子育て応援のほうは260名で予算計上し、出産応援のほうは残念ながら流産された方にも給付ということになっておりますので、275名を計上させていただいております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 この委託料、65歳から、令和6年度から定期接種に移行するんですけど、これ4,046万円、この委託料が、これ任意接種もあると思うんですけど、これは任意接種の場合というのは含まれてもこないんですね。もうそれやったらいいです。4,046万円というのは、これ65歳以上の方でこれぐらいの人数、大体の人数というのを教えていただけますか、大体ね。

それと、出産・子育て応援交付金が、子育ての応援交付金が260名で出産時が275名ということで、これ令和5年度の補正でも上げていただいておって500万円減額になってたと思うんですけど、大体この260名というのが妥当であるということなんですね。令和5年度とかも見ていただいて、大体それぐらいの数字で設定されたということですね。了解いたしました。ちょっと人数だけ教えてください。

藤井本委員長 森井部長、先ほどもやけど、何遍も言うてるけど、令和5年度、令和6年度、よろしくお願いしときます。

森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいまの新型コロナワクチン接種事業、接種委託料の積算内容でございます。65歳以上及び60歳から64歳の重症化リスクの高い方ということが対象になってまいります。そのことから、接種される人数の予測でございますが、例年インフルエンザワクチンを接種されてる方が大体55%接種されておられます。そういったことから、人数を5,780人、接種率55.3%で予算化させていただいているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。その根拠をもって大体その数字を決められてるということで、予算を決められているということで、理解しました。

藤井本委員長 よろしいですか。

西川委員 はい。

藤井本委員長 ほかに。すいません。ちょっと待ってください。休憩の段取りしたいんですけども、まだたくさんありますか。もうないですか。一応予定は3時までということですが、これ終わるまで行きます。

谷原委員。

谷原委員 115ページの4款2項2目の可燃ごみ処理事業のところになります、12節委託料のところになります。ここに、一般廃棄物収集運搬業務委託料4,950万円とあります。これについては下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に関する事業者に対する支援ということで、当麻地区の一般廃棄物及び一部資源ごみ等を収集するいうことを協定書を結んで、令和9年まで委託いうか、協定結んでその事業者に委託してるところが入ってると思うんですけど、その部分が幾らなのか、金額は幾らなのかということをちょっと聞きたいんです。多分ここに入ってるんだらうと思うので、ちょっと分かりませんので、間違ったらちょっとほかのここに入ってますということも含めて、下水道の整備等に伴う一

般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法関係の業者が先ほど言った協定書に基づいて請け負っている仕事に対する金額、予算、どういうふうになっているか、これが1つです。

続いて、同じ款項目になりますけれども、事業でいうと資源ごみ収集事業の12節委託料、リサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託料が4,976万4,000円となっています。令和5年度の予算案では8,580万円となっていて、大幅な減額となっている理由をお聞かせください。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。どうぞよろしくお願いします。

今、委員お尋ねの一般廃棄物収集運搬業務委託料4,950万円、これが新庄中学校区はクリーンセンターの直営でさせていただいておりまして、白鳳中学校区の収集を大和清掃をお願いしております。ですので、この金額丸々が下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に関連するものになります。

谷原委員 リサイクルのも含めた分も入れてですか。

石橋クリーンセンター所長 一般廃棄物の収集、リサイクル……。

谷原委員 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法で大和清掃が請け負っている金額がそもそもどれだけかと。

石橋クリーンセンター所長 4,950万円ですね。ごみと古紙と古布の収集をお願いしております。

もう1点、リサイクル施設運転管理資源ごみ等収集運搬処理業務、こちらにつきましては令和5年10月10日の入札におきまして入札結果で業者が変わりまして、こちらのほうの金額となっております。入札の成果ということになっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初のほうの下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法関係ですけど、これは契約はどのような性質の契約になっているのか、そのときに金額等、それは積算等どういうふうになっているのかということについて、伺います。

2つ目のほうは分かりました。それについては、ちょっと意見だけ申し上げておこうと思います。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。

積算というか、1年ごとの契約になっておりまして、最近はずっと同じ金額でさせていただいております。ただ、先ほどの話にも通ずるんですけども、物価の高騰ということで、先方のほうからは何とか値上げをお願いしたいということではおるんですけども、交渉で何とか現状維持というふうな形で、令和6年度につきましてはご了解をいただいております。

以上です。

藤井本委員長 契約内容を。

石橋クリーンセンター所長 契約内容は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく1者随意契約というふうになっておって、単年契約です。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 先ほど2問目で聞きましたリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託料につきましては、過去ずっと随意契約だったものを、前村部長あるいは環境課におかれましては大変ご苦労いただきまして、一般競争入札に付することで大きく金額を下げたと。要は市場価格というものですよね、一般競争入札にすることで業者が替わって下げることができたなと思っているんです。ただし、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に関わる場所は1者随意契約となりますから、業者の方々、様々ご意見はあろうかと思うんですけれども、これについても大きくこういうふうに市場価格を反映すれば下げることができるという実情もありますので、この内容については十分検討していただきたい。ましてや、市の職員もおられて人件費がどれぐらいでということは、大体積算がそこからでされてると思うんですよね。できると思いますので、それこそ合理的な積算になるように、これは要望ですので、よろしくお願いします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

坂本委員。

坂本委員 では、114ページの可燃ごみ処理事業、クリーンセンターの分です。12節委託料の中の犬猫死体処理委託料に関してですけれども、私、葛城市がこういう事業をしてるというのはちょっと知らなかったんですけれども、これはクリーンセンターに死体を持ち込んで処理をしてもらえということなんでしょうか。年度で何体ぐらいを考えていらっしゃるものなのかということをお聞きすると、116ページのリサイクルプラザ運営事業の一番下の12節委託料、再生工房業務委託料37万8,000円、これは放置自転車を修理再生して販売しようという、そういうリサイクルプラザの事業だと思いますけれども、先日再生された自転車18台の売出しというか、きれいになった自転車を申込者を募集して申込みがあった分を販売されたと思うんですけれども、その令和5年度でこういうことをされた実績はどうで、また令和6年度も同じように考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。どうぞよろしくお願いします。

犬猫遺体処理委託料ということで、幾つかのパターンがございます。先ほど委員おっしゃられたように、飼い犬、猫、飼われてた動物が亡くなられた場合、クリーンセンターにお持ち込みをいただく、それを委託会社にお渡しさせてもろて焼却というんですか、していただくというのと、あと土曜、日曜のクリーンセンターがお休みの日、もしくは平日の夜間等に道路上等に動物が死んでいた場合、こちらは業者のほうで処理をお願いします。ただ、そのときに、ちょっとどういう事情かは分からないんですけども、例えば小動物であつたら鳥が持ち去ってしまったとかで発見できなかった場合というのもありまして、正式に処理していた

だいたらこんだけ、超大型というて40キロ以上の特に犬が出た場合というふうな形で、それぞれ単価が変わっております。年間82頭分を令和6年度は予算計上を上げさせていただいております。ちなみに、令和5年度、今、2月現在なんですけども、61頭を業者に依頼しております。私ども職員が85回出動させていただいております。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いいたします。

2点目の再生工房業務委託料の37万8,000円でございますが、これにつきましては委員お述べのとおり、駅前周辺等の放置自転車を回収いたしまして、自転車を奈良県自転車軽自動車商協同組合といいます自転車屋で組んでいただいております協同組合のほうへ委託契約を行いまして、1人当たり1回7,000円の6人の計9回の作業の37万8,000円の委託料を計上させていただいております。昨日も3月9日、10日で、その完成いたしました自転車のほうを、リサイクルフェアと題しまして市民の皆様に販売活動をさせていただきました。両日で135名の来場者をいただき、大変好評でございました。一番人気のあった自転車では10倍以上の倍率のほうもあって、また今度やってくれんのかというような話もされてはありました。今後も駅前等で放置された自転車等を回収させていただき、整備をしてまた市民の皆様に低価格で販売をさせていただけたらなというように考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。犬猫死体処理委託料に関してですけれども、今、説明いただきました。これは、死体持込みの飼い主負担というのは特には発生しないのでしょうか。

それと、これはさっき鳥とかの小動物はとか言われましたけれども、例えば蛇とかそういうもの、そういうペットで死んだということもあろうかと思えますけども、そういうのも受け入れてもらえるものなのかというようなことを、ちょっと2点目でお聞きしたいと思えます。

さらに、リサイクルプラザの事業に関しては大盛況であったというふうにお話しいただきました。こんだけ大盛況であれば、令和6年度もしっかりやってもらって市民のニーズに応えていただきたいなという気持ちがあります。この、再生した自転車の売上げに関しては、これはちょっとお聞きしますけども、これは市の財政ということになるのでしょうか。その点ちょっとお聞きします。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願いします。

業者のほうで火葬をお願いする場合、市民の負担としまして1頭当たり1万1,000円を負担いただいております。蛇とかでもいいのか、ペットとして飼われておられまして、その金額をお支払いいただけるのであればありましたら、お引受けすることになると思います。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川です。

委員の質問に答えさせていただきます。売払いをさせていただきました自転車の料金なんですけども、雑入でリサイクル物品売払い料ということで、入に入れさせていただきます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。ペットの死体処理料は個人負担が1万1,000円かかるということでした。あと、リサイクルプラザのその売れた財源も、今、説明を受けまして分かりました。ありがとうございました。

藤井本委員長 犬猫のほうで、関連ないですか。ちょっと私、確認させてもらいたいんですけども、石橋所長、犬猫で単価が違うということやけど、85回、職員が出動してるとなったでしょう。基本的には土日は業者にお任せして回収というんですか、引取りに業者が行って、勤務しておられる平日は職員が出向いて行かれるという、そういう認識でいいんですよね。それが、昨年は、私が聞き間違えたんだったら申し訳ない、85回、職員が出動したと、こうなっていて、それで昨年の実績82回という、違ったかな、私が聞き間違えたんか。土日が82回ということか、業者が82回か、その辺ちょっともう少し詳しく、土日は業者が行かれてる、平日は職員が行ってるんですよということで、その辺の内訳とか合計ですね。

石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。令和5年4月1日から令和6年2月29日までの実績で、業者が行ってるのが61頭、61回です。職員が出てるのが85回の実績となっております。

以上です。

藤井本委員長 土日に多いということになってるんですよね。お家におられる方が多い曜日……。

(「夜間が」の声あり)

藤井本委員長 夜間が。ごめんなさい。土日と夜間が業者に行ってもらうんですか。ほんで、平日の昼間が職員が行ってるということですね。じゃあそれでいいです。

ほかに。

柴田委員。

柴田委員 105ページの4款1項5目12節の産後ケア事業委託料なんですけど、先ほど別の答弁のほうで増加傾向にあるというお話があったのですが、増額、令和5年度は199万3,000円のところを令和6年度で369万円の予算がついてるんですけども、この令和5年度の利用数と令和6年度の利用数の見込み、聞かせてください。

それと、事業委託されてる事業者というのは市内にあるかどうか教えてください。

それから、この産後ケアの申請の仕方を教えてください。

藤井本委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 健康増進課、西川でございます。

実績になるんですけども、利用者実人数といたしましては、令和4年度は8人だったのが

令和5年では46人に増加しております。また、宿泊型、通所型、訪問型と種類があるんですけども、宿泊型には19泊、令和5年度1月末現在では19泊、通所型につきましては30日、訪問型については68件利用いただいております。その実績を踏まえまして、令和6年度につきましては宿泊型を34泊分、通所型のほうを36日分、訪問型を105日分を計上させていただいております。

委託先なんですけども、葛城市内ではありませんで、市外の近隣市町村のほうの施設と契約させていただいております。

申込みの方法なんですけども、まず妊娠の届出をされたときに、産後このような産後ケアというものがあるということを説明させていただいた上で、妊娠、出産直後から申請いただいて、申請方式になりますので、申請いただく場合と、あとほとんどが新生児訪問をご利用いただいたときに助産師のほうから勧められたり、またご家族と相談されて利用のお電話があったりというような形での利用となります。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 本当に人数的にも、令和4年だと8人だったのが、令和5年で46人というふうに年々増えてきてるので令和6年も増やすということなんですけど、本当にいろいろ、先ほどの産婦健康診査と連動させてぜひ密にやっていただきたいんですけども、市内にはないということなんですけども、こういったちょっといろいろ精神的に問題抱えている方は、なかなか市外ということ自体もちょっと抵抗があったりするのかなというふうに思ったりするんですけど、他市のほうでは公共施設の空きスペースとか保育所の空きスペースなどに、ちょっとそういうスペースを設けていろいろ相談したりとか通ったりするスペースをつくってところもあるんですけども、そういうこともちょっと市内で検討していただきたいんですけど、その辺りはどうかなということを聞かせていただきたいのと、申請の仕方が、ちょっと今、電話と、普通に紙媒体ですかね、申請が、紙で申請で窓口に行かないといけないのかなと思うんですけど、紙なので、あと電話または訪問のときに伝えるということなんですけど、やっぱり精神的に落ち込んでいる方が、もうそういう行ったりとかするのはなかなか大変だと思うので、もうちょっと違うやり方で申請できないかなというふうに思ってるんですけども、その辺りのこともちょっと検討されてるのかなということを聞きたいのと、里帰り出産している方は対象になるのかならないのかというのを聞かせてください。

藤井本委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 申請の、公共施設でのということなんですけども、健康増進課のほうには子育て世代包括支援センターを併設しておりますので、産後ケアを利用するにはお金もかかることですし、なかなか抵抗あるという方につきましては、その専門員が訪問させていただいたり、産後ケアには至らなくても相談をさせていただいたり、場合によっては健康増進課のほうに来ていただいて少しお休みいただくというような対応は取らせてはいただいております。

申請方法なんですけども、基本は利用者が来ていただきまして用紙に書いていただくということにはなるんですけども、これ例外がございまして、入院中からもう帰ることができな

いぐらいの不安があるという方に関しましては、命であったりとか支援のほうが優先されるということになりますので、そのままお生まれになった病院から助産施設にそのまま移動して利用するというような特例のような契約もさせていただいておりますので、そういった場合は申請はしていただくんですけども、後日というような対応も契約には載せさせていただいている状況ですが、今の現状としましては、申請を紙媒体でしていただくこととなりますので、また今後は状況により考えていきたいなと思います。里帰り出産につきましては、今のところ利用ができないことになっております。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 やっぱり精神的な部分がメインになると思いますので、さらなる負担がないようなやり方で申請とか、あとちょっと里帰り出産も受け入れているところもありますので、ぜひ検討させていただいて、あと子育て世代包括支援センターでやっていただいているということなので、そのさらなる延長ということをもうちょっとまた考えていただけたらなというふうに思います。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、4款衛生費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を3時30分から再開いたします。

休 憩 午後3時12分

再 開 午後3時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次に、5款農林商工費、6款土木費の説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 それでは、よろしくお願いいたします。財務部の米田でございます。

それでは、5款農林商工費及び6款土木費についてご説明申し上げます。予算書のほうは117ページをお願いいたします。

5款農林商工費、1項1目農業委員会費では、農業委員会事業で1,507万円でございます。118ページ、2目農業総務費では5,270万6,000円で、人件費で職員7人、5,246万円でございます。

3目農業振興費では7,190万4,000円で、農業振興事業で4,306万9,000円、119ページの下段、農畜産物処理加工施設管理事業で2,883万5,000円でございます。

120ページ、4目経営所得安定対策事業費では841万5,000円でございます。

5目畜産業費で45万1,000円でございます。

121ページ、6目農地費では2,991万6,000円で、人件費、職員1人で1,159万5,000円、土地改良事業で1,832万1,000円でございます。

122ページに移っていただきまして、7目給与センター管理費では626万8,000円で、農業者健康管理休養センター管理事業で619万6,000円でございます。

123ページに移っていただきまして、8目地籍調査費では14万7,000円、9目有線放送維持

管理費では907万3,000円、10目団体営土地改良事業費では8,351万1,000円で、人件費で職員1人、1,001万6,000円、団体営土地改良事業で7,349万5,000円でございます。

続いて124ページをお願いいたします。2項1目林業振興費では1,618万5,000円で、森林保全整備事業で1,074万6,000円でございます。

125ページ、3項1目商工振興費では4,955万3,000円で、人件費で職員4人、3,206万3,000円、商工振興事業で1,749万円でございます。

126ページ、2目観光費では6,051万5,000円で、人件費で職員2人、1,607万7,000円、観光振興事業で2,741万7,000円でございます。128ページの下段、観光振興支援事業で1,224万3,000円でございます。

129ページに移りまして、3目相撲館費では1,782万円で、人件費で職員1人、1,019万7,000円、130ページ、相撲館管理事業で499万7,000円でございます。

続いて131ページ、6款土木費でございます。1項1目土木総務費では6,426万2,000円で、人件費で職員7人、4,660万7,000円、土木管理事業で1,765万5,000円でございます。

132ページの下段、2項1目道路橋りょう維持費では6,122万4,000円で、市道管理事業でございます。

133ページ、2目道路新設改良費では1億5,610万7,000円で、市道新設改良事業でございます。

134ページ、3目尺土駅前周辺整備事業費では2億8,822万6,000円で、人件費で職員2人、1,506万7,000円、尺土駅前周辺整備事業で2億7,315万9,000円でございます。

135ページ、4目国鉄・坊城線整備事業費では8,190万9,000円で、人件費で職員2人、1,599万2,000円、国鉄・坊城線整備事業で6,591万7,000円でございます。

136ページ、5目社会資本道路改良交付金事業費で9,355万円でございます。

6目地域連携推進事業費では5,900万円でございます。

3項1目河川総務費では、河川管理事業で3,716万5,000円でございます。

137ページ、4項1目都市計画総務費でございます。7,269万6,000円で、人件費で職員8人、6,611万4,000円、都市計画総務事業で513万7,000円でございます。

139ページ、2目公共下水道費では5億2,208万3,000円で、下水道事業会計補助金でございます。

3目公園管理費では1億3,797万8,000円で、葛城山麓公園管理運営事業で1,698万5,000円、140ページの下段、公園施設長寿命化対策支援事業で3,347万9,000円、141ページの公園管理事業で4,506万8,000円、142ページの下段、新町公園管理運営事業で1,840万9,000円でございます。

143ページ、5項1目住宅管理費で2,301万9,000円でございます。

以上で、5款農林商工費、6款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ありがとうございました。ただいま説明願いましたが、まず5款農林商工費に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

西川委員。

西川委員 予算書の118ページです。118ページの5款1項3目農業振興事業、12節委託料なんですけど、地域計画策定業務委託料255万5,000円と、概要書では40ページになってますけど、これの内容、こういった内容のものかというのを、そしてどのような効果を期待してこれを委託されるものかというところをちょっとお聞かせ願いたいです。それと、119ページの5款1項3目農業振興事業の18節負担金補助及び交付金、経営発展支援事業補助金というところで、これも概要書40ページで、これがたしか新規のやつになってるんですかね。これ、どのような補助というのを聞かせていただきたい。その概要書の上の新規の就農経営開始金助成金との兼ね合いというのをちょっと教えていただきたいと思いますね。

それとあと1個、121ページの5款1項6目土地改良事業、12節委託料の250万円なんですけども、これも概要書の41ページにあります。これは、従来、令和5年度の補正予算でも100万円減額でなっていたと思うんですけど、枠取り予算で100万円ということを知っていたんですけども、令和6年度で増額をされておるというところのこの理由というのを教えていただきたいと思います。

以上、3点。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

まず1点目の地域計画についてでございます。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、市町村は各地域の将来の農業の在り方や将来の農地を利用する目標等を定めた地域計画を令和6年度末までに策定することとされています。そのために集落地域におきまして話し合いを持ち、10年後等の将来に目指す地域の農業の農地利用を示した目標地図の作成が必要となります。

内容につきましては、令和6年度では、各大字の全農家に対して、所有する農地についての意向調査のアンケートを実施し、回収したアンケートを基に現況地図を作成し、地域で協議を経て、担い手の確保や、農地の集積、集約化の計画を示した目標地図を作成し、地域計画を策定いたします。

続きまして、経営発展支援事業についてでございます。経営発展支援事業補助金は、国が推し進める新規就農者育成総合対策の1つで、認定新規就農者に対して就農後の経営発展に必要な機械や施設の導入に係る経費に補助するものです。補助対象事業の上限は経営開始資金の交付対象者は500万円となっておりまして、負担割合は国が4分の2、県が4分の1を負担し、残り4分の1は申請者の自己負担となっております。そのため、補助対象額の375万円を歳入と歳出で同額計上をさせていただいております。

それと、経営開始資金との違い等についてでございますが、経営開始資金は認定新規就農者が経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間、年間150万円を給付するものです。一方、経営発展支援事業補助金は、認定新規就農者に対し就農後の経営発展に必要な機械やハウス等、農業用施設の導入に係る経費の上限1,000万円に対して支援するものです。ただ

し、この経営開始資金の交付対象者は500万円となっておりまして、負担割合は国が4分の2、県が4分の1を負担し、残り4分の1は申請者の自己負担ということになっております。

そして、農地費委託料でございますが、農業用施設維持補修測量設計業務としての予算250万円でございます。内訳としましては、例年、緊急事案の際の予算として約100万円を計上しておりまして、令和6年度につきましてはそれに加え、山口地内の水路改修工事に伴う測量設計費として150万円を計上しているものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 地域計画策定業務の件なんですけども、これ大字のほうにも1回説明に来ていただいたこともあったと思います。アンケートのほうもちらっと僕見させていただいたんですけど、あれ全部、今の農地を確認していくとかなりの作業が必要には、アンケートも必要になってくるんですけど、これ、でもあのアンケートの内容を見たときに、そのアンケート調査に答えた人に関しては、これ耕作放棄地とかで悩んでる方がまだ物すごいおるんですけど、これ何か市が手だてをして、そこを農業、これ農業をしていくためのこの地域計画策定やと思うんですけど、何かしら、例えば勘違いをされる方がおるんじゃないかなというところがあるんです。要は、例えばここアンケートしたときに、市とか国とか県とかが農業よりも何かしらそのところに、例えば売れるようなことをするようなことをできるんじゃないかと期待しはるようなアンケート調査のあれになってたので、僕ちょっと見させてもうたらね。その辺の丁寧な説明というのができてるのかなと。やはり農業を推進していくための地域計画策定やと思うんですけど、その辺がちょっと見たときに何か勘違いをされるような方々がいるように思ったんです。その辺を、何というんですか、目標地図の作成とあるんですけど、その辺ちょっと住民の方、これ誤解をせんように、市としてももう一度ちゃんと説明をされたほうがいいんじゃないかなというところは感じました。これはもう、でも意見で言わせてもらおうと、これをどうのこうのせいということは質問としてはないですけども、そういうふうに僕はアンケート見たときにちょっと思ったので、その辺をちょっと重々理解をしてもらってこのアンケートに答えていただいて、その国が目指すゾーン分けですか、そういうことを進めていっていただきたいというところでございます。これはもうこの辺でいいです。

次、概要書の新規就農経営発展支援事業補助金というところで、補助の内容は理解いたしました。ただ、この新規就農者経営開始資金助成金というところに関しましては、かなりハードルが高い補助の対象になってると思うんです。例えば、その40歳以下ですか、この新規就農者経営開始資金というほうは。今回、新規で上げられているほうは、その40歳以下ということがあるのかというところと、1,200時間ぐらいのカリキュラムを受けやんなあかんというところが新規就農者経営開始資金の助成金というところはあったんですけど、それが今回もそれが適用されて、この設備費、これ今回新規で上げられたやつは設備資金に当たると思うんですけど、それが同じ条件なんかというところ、その辺、そやからこの3番、新規就農者経営開始資金助成金のほうはなかなかハードルが高くて、誰も補助、去年はあったかな、なかったですね。令和元年までに、何かもう、何せ今までこれ活用されてないというところ

もあったと思うんですけど、その辺がこれもまた使いやすい形に今、今回新規で上げられたやつはなってるのかというところをちょっと聞かせていただきたいというところですね。

それと、農業用施設維持補修測量設計業務というところで、ここには書いてますね、山口地内の水路改修工事に対する設計料が含まれてるということで、そしたら工事請負費の中に、これ概要書では山口地内水路改修工事の新規のところの300万円に対してのというところですね。14節の工事請負費の580万円の内訳のその中の山口地内水路改修工事に当たる、その設計料やということで150万円を追加されてるということです。その辺については理解をいたしました。これは、でもそういうものなんですかね。維持補修で、緊急にあるもんやけど、このもともと計画的にあるやつでもこの費目の中に含まれていくということで、そういう理解でいいということですかね。その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 そうですという回答でもいいから、回答してくださいね。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、経営発展支援事業等についてでございます。年齢要件につきましては両方とも49歳以下となっております、経営発展支援事業の要件としまして、今申し上げた年齢要件49歳以下や、自己負担分について融資を受けること等がありますが、一番重要な要件として認定新規就農者になることが挙げられます。認定新規就農者になるには、所得目標や経営発展の規模に関する目標を定めた青年等就農計画を市に提出し承認される必要があります。これまで、中部農林振興事務所と一緒に就農予定者に対してヒアリング等を実施しておりまして、本計画の実現性を精査し、将来農業で生計が立てられるかが重要な要件となっております。ただいま西川委員お尋ねの内容で、農地費の委託料についてでございます。枠取り100万円と山口地内の水路改修ということで150万円ということで、そのとおりでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 その西川委員が言うてはるのんで、ちょっと答えてもらえないんですけど、ハードルが高いんでしょうというお話ありましたやんか。その中で、今、吉田課長の話では相談を受けてるということで、その辺、そのハードルの高さというのと、今、相談を既に受けてんねんと、一番最初の回答で最高500万円までという規定の中で、そこまで行ってないわけですよ。その辺分かる範囲でちょっと教えていただけたら、ハードルが高いんでしょうというご質問に答えてお願いします。

巽補佐。

巽 農林課長補佐 農林課の巽と申します。よろしくお願いいたします。

今回、経営開始資金と経営発展支援事業で予算のほうを計上させていただいておるんですけども、どちらもちょうと対象となる予定者がおるというところで今回、いつも枠という形で150万円掛ける2経営体という形で300万円要求してるんですけども、今回は既に1年間の農業研修を受けられた上で、今回全ての要件を満たすというところで、今までも厳しいハードルがあるという中で、そのハードルを越えられた方が今回この補助金を使いたいとい

う既にそういう申出があった上で、今回予算要求のほうをさせていただいております。

藤井本委員長 ありがとうございます。

西川委員。

西川委員 ありがとうございます、丁寧に。分かりました。これ、300万円の枠取りをずっとされてたところで、なかなか使い勝手が悪い補助金になってました。県のほうのあれもなかなか厳しいなというところやったんですけど、こうやって今、49歳以下、僕、40歳以下と言うたけど49歳ですね。49歳以下の方がこうやってこの葛城市で新規就農をされるということはほんまにありがたいことであると思うので、今回ひとつ一歩前進な補助金の使い方になってくるのかなと思います。よく理解しました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。関連。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連で、121ページの6目農地費、14節工事請負費の、先ほどの山口地内の水路改修工事のことだけ確認をさせてもらえたらと思います。予算案の概要を見ましたら、山口地内の破損した用水路の改修工事とありますけれども、この工事を行う場所と、それから用水路が壊れた原因、これについてお答えいただけたらと思います。

藤井本委員長 工事の分、誰ですか、どなたですか。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

こちら、山口地内の水路改修工事につきましては、令和5年度の豪雨によってため池への出用の水路に土砂が流入し、一時的に流水が溢流し、隣接個人地に被害を与えました。この部分については、国・県等の補助要件に満たしていないため市単独にて実施するものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今、令和5年に豪雨があったということで、承知いたしました。こういった工事をする場合ですが、大字の分担金とかいうのは、これどういったルールになってるんでしょうか。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

こちらにつきましては1割の負担をお願いしております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。10%ルールというのが適用されることで、承知しました。

藤井本委員長 質疑ほかに。関連。

梨本委員。

梨本委員 同じところなんですけど、先ほどの西川委員の質問では、この測量設計150万円分がこの工事に対する設計ということなんですけど、150万円の設計と300万円の工事という認識でいいわけですか。すいません。バランス的にちょっと僕は素人なので、土木の設計と工事のバ

ランスがちょっと分からないので、そういう理解でいいのかということをもう一回聞かせてください。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

そのとおりでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 私も関連で、まずちょっと確認なんですけど、その新規就農者経営開始資金と発展支援事業補助金というのは併用して使えるということでもいいんですかということと、それから地域計画策定業務委託料のことなんですけど、今ある、人・農地プランからその地域計画のほうに発展させるということやと思うんですけど、私、その、人・農地プランをちょっとホームページで見させていただいたんですが、あまりにも情報不足というか、穴ぼこだらけのプランだったので、ちょっと私、懸念してるのが、委託されるということなんですけれども、どこまで市が関わっていかれるのかというところをちょっと聞かせてもらいたいんです。というのは、やっぱりもう緻密な聞き取りとかがすごく大事になってくると思うんですけども、その辺りはしっかり市が関わっていかれるのかどうかというところも聞かせてください。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問で、経営発展支援事業と経営開始資金、併用のほうでございますが、併用できる場合がありますが、併用の場合は補助額の制限であったりということがあります。経営発展支援事業につきましては施設等の導入に係るというような目的で、経営開始資金は農業経営の安定化なりそういったものに係る部分でございますので、そういう要件に当てはまれば両方が併用できるというようなことになっております。

続きまして、地域計画についてでございます。地域計画、先ほどの説明申し上げた内容では、アンケートを実施して現況の地図を作成して、その後、目指すべき姿であったり集約化であったり集積、それについて協議をするというところで、その話合いに農業委員等がアドバイザーなりということで参加をさせていただいて協議した上で、その地域の担い手等を紹介させていただいたり、将来の農業の在り方について協議をして計画を進めていくというような予定となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 今の質問の中で、市がどこまで関わっていくのという話があったので、それは多分、今のところ分かってない、分からない、これからアンケートすんねんから、分からないやろうというのは思うんですけど、もう少し令和6年度はアンケート調査をします、その後こうやっていきますということで、市との関わりということでのご質問ですので、もう少しその辺を説明願えませんかやろうか。今、分かってんのはもうアンケートを取るだけというところだけなのか、そのアンケートをもって令和7年度にはこうしてとか。

吉田課長。

吉田農林課長 アンケートを取りまして現況地図を作成すると、そこで地域のほうにそれを提示させていただきまして、協議の場を持ちまして、それで将来目指すべき地域計画ということで、担い手等、その協議をしていくという形で協議のほうに参加させていただいたりいうことで進めていく予定をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 分かりました。要件次第では併用できるということですね。もう一つのほうなんですけど、その業務委託されるその業務というのは、もう既にどの部分を委託されるのかというのはもうはっきりしてるのか、ちょっと聞かせてください。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問で、地域計画の委託の部分でございます。委託につきましては、アンケートが戻ってきた集計でありましたり、その辺のプラン、目標地図作成なり、その辺の業務に携わる部分で委託のほうを計画をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 安心しました。というのは、やっぱり地元の人との話合いというのはすごく大事になってくると思いますので、それはやっぱり市の職員がしっかりやっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

奥本委員。

奥本委員 お願いします。私からは、農業者健康管理休養センターの件に関して3点お伺いします。122ページ、5款農林商工費、1項農業費、7目休養センター管理費、順番にいきますね。この中で、農業者健康管理休養センター管理事業の中の12節委託料、この中のまず緑化植栽等管理委託料なんですけども、令和5年度は51万6,000円に対して令和6年度は101万2,000円になっている、この増額理由をお願いします。

2点目、その下、PCB含有調査委託料なんですけども、これポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に絡む話だと思うんですが、今回これは調査の委託のみでということなんですか。となると、実際のそのPCBの処理に関してはまた後日何か補正か何か出てくるという認識でよろしいんでしょうか。

それから、その次のページにわたりますけども、庁用備品購入費、これはちょっと何か分からなかった、内容だけ教えてください。

以上、3点お願いします。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問で、まず緑化植栽等管理委託料につきまして、令和6年度予算で前年比49万6,000円の増加で要望をさせていただいておりますが、理由といたしましては農業者健康管理休養センター周辺の草刈り面積増加によるものでございます。内容といたしましては、ふれあい広場南側駐車場周辺の草刈りについて、令和5年度までは管財課で管理をしておりましたが、農林課で行っております周辺の高木の剪定と併せてすることにより経費の節減が見込めることから、令和6年度から農林課で約1,000平方メートルの年3回の草刈りをするようになったため、予算額の増加となっております。

続きまして、低濃度PCB含有機器についてでございますが、処分期限は令和9年3月30日までと定められておりまして、低濃度PCB含有機器の有無を調査して、含有している場合は期限内に処分する必要があるため、変圧器とPCB含有委託料の15万8,000円を計上させていただいております。

工程につきましては、まずコンデンサーの取替えを行い、含有のおそれのある機器の含有確認調査を行いまして、その調査の結果、含有量が基準値以下の場合は変圧器はそのまま継続して使用可となり、コンデンサーは一般廃棄物で令和6年度予算で処分することになります。含有量が基準値以上の場合は期限内に処分する必要があることから、令和7年度で処分費用の予算要望をする予定となっております。

もう1点の庁用備品購入費12万2,000円についてでございます。こちらにつきましては、農業者健康管理休養センターと体験実習館の消火器の使用期限が切れるため、消火器17個の購入費となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず、緑化植栽等管理委託料が上がっている理由としては、令和5年度までは管財課担当だったところを農林課のほうに移したための増額ということですね。了解です。それから、PCBの委託調査料と、今、お話を伺っている限りでは、もうコンデンサーを取り替えるということですね。取り替えた上で、その中の安定器にPCBが含まれてたら後の予算で対応、買換えということなので、これは、だから調査委託料やけども、実際にはもうその物品の交換が入ってるという理解でいいんですよね。もう確認だけです。

庁用備品の件に関しては、消火器17個の更新ということで分かりました。

その今のところだけ、2点目のところだけお願いします。調査委託じゃなくて、もうその調査委託の中にその機器の更新が入ってるということで理解でいいのかどうか。

藤井本委員長 巽補佐。

巽 農林課長補佐 農林課の巽と申します。よろしく願いいたします。

今回の調査委託料の中に、コンデンサー、ちょっと先ほど説明で取り替えると申したんですけれども、今回、調査に当たって、コンデンサーに穴を空けて調査をしないといけないと、そして今の現状の農業者健康管理休養センターの使い方、コンデンサー、蓄電池まで必要ないというところなので、今回は処分料しか見ておりません。取替えの新しい機器の費用を見ておりません。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 私も農業者健康管理休養センターの同じ122ページなんですけど、これの農業者健康管理休養センター運営委員会委員報酬、これ9名、7万2,000円ということで計上されてます。これ令和4年度も7万2,000円、令和5年度も7万2,000円ということだったんですけども、令和4年度はこれ開催ゼロだったというところで、令和6年度の開催予定について聞かせてください。1点目です。

2点目が、この概要書の41ページのほうで聞かせてください。経営所得安定対策事業費の農業振興事業報償費363万円、これ例年363万円なんですけれども、これの内容をちょっと細かく聞かせていただけますか。2点目、よろしくお願いします。

3点目の概要書からお願いします。42ページ、団体営土地改良事業費の団体営土地改良事業の工事請負費の農業基盤整備促進事業の農道八川1号線舗装工事、これ令和3年度が1,100万円、令和4年度1,200万円、そして令和5年度が500万円ということで、これ前回お聞きしたとき、工期3年で令和5年が最終年ということで聞いてるんですが、これ本年、令和6年度予算で300万円乗ってます。ということで、この内容について聞かせてください。

以上です。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

まず1点目の農業者健康管理休養センターの運営委員会についてでございます。令和6年度の開催予定についてでございますが、現在、農業者健康管理休養センターは一部を除いて休館している状況で、今後、重要事項を調査審議する必要性がありましたら開催をして審議をお願いしたいと考えておりまして、今のところ具体的な開催の予定はしておりません。

次に経営所得安定対策事業の報償費についてでございますが、市内45か大字の農業経営化推進委員の手当といたしまして月額5,000円の合計264万円と、作付の現地調査確認手当として44か大字に一律1万円、現地確認の応援が1人5,000円で44か大字の合計人数110名の合計55万円で、報償費合計といたしましては363万円となっております。

続きまして、八川1号線のことについてでございます。農業基盤整備促進事業は、本来、令和5年度で完了する予定でございましたが、令和5年度において工事に係る単価が高騰し、補助対象額として令和4年度からの繰越し700万円と、令和5年度現年400万円プラス単独費100万円を全て使っても約380メートルの全線を施工することができないことから、県に対し追加要望が可能か問い合わせたところですが、令和5年度としては予算がつかないということで、ただし計画変更により令和6年度を完了とすることで令和6年度当初として予算化が可能という回答があったため、令和5年度として約200メートルを施工し、859万円を執行し、残額341万円を繰り越し、令和6年度当初予算300万円と併せて残りを実施、完了するよう計

画変更し、単独の支出を抑えることといたしました。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 では、1点目の農業者健康管理休養センターなんですけど、これ重要事項あればということなんですけれども、それがその案件に入るのかどうか分かんないんですけれども、今これ補助を受けてない部分ということで、木伊に貸してますよね。これの契約が多分3年契約で、令和7年の来年の3月31日までだと思うんですよ。ということは、この施設自体はもうどういう使い方をするか。そもそもこれに関してはもう使用しないという方向でファシリティの中で決めた施設の中を、今いろんな屋根の補修であったりとか消防施設であったりとかということで延長してて、どういう使い方をするのかということはこの議会の中でもいつも聞かれてることだと思うんです。実際に使っていただいている方も業者もいらっしゃるということでここまで来てると思うんですけれども、じゃあ次の契約どうするのかということに関してはどのようにお考えなのかということをお聞きしたいんです。これ、このまま継続してこの施設を貸していくのか、もうこれ契約があるから、また使い方について市のほうで考慮できないということになっては困ると思いますので、その辺りの考え方、聞かせてください。1点目が、それです。

2点目です。農業振興事業報償費、詳細に聞かせていただいて大体の内容は分かりました。44か大字掛ける支部長の5,000円掛ける12か月、これは分かりました。現地確認の44万円もこれも分かりました。残りの55万円なんですけれども、110名分というのがどういう44か大字の割り振りされているのかというのがちょっとよく分からないんですよ。これは農業推進委員とかと相談されてそういうふうになっているのか、もしくは各大字へのきちとした説明もされてるのかというところもちょっと聞かせていただけますでしょうか。

3点目、本来3か年の事業でやる予定だったのが、どうしても電線工事のほうがかちょっと延びてしまってるということで、県と相談の上、今年まで延びたというところの説明ですね。これは物価の高騰ということがあったんですけれども、しょうがないと言えしょうがないんですが、ちょっと私も基本的にその計画立ててその年度内で完了するものなのかなと、特に3年かけてるわけなので、相当やっぱり計画立てた上でやられてたのかなというふうに思ってたものですから、今年こういう予算が出てちょっと驚いてるんですけれども、これは追加でちょっと聞かせていただくと、いつ完了する予定で今、進められているのか、そこだけちょっともう一回お答えいただけますか。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

1点目の木伊との契約についてでございますが、現在、特定非営利法人木伊の主たる事務所であるC o c o - M a k e 葛城が行う就労支援の移行支援事業及び就労継続B型事業として、農福連携を行う作業として現在は平成28年4月1日から3年ごとの更新で建物賃貸借契約を市との間で交わしておりまして、委員のお述べのとおり、次回更新する場合は令和7年4月1日からという期間となります。現在はそのまま更新という形で計画をしております。

続きまして、経営所得安定対策の関係で110名の関係でございます。大字の現地調査につきましては、エリアの面積等で若干の差異がございまして、それで割り当てた調査員なりで、その人数の合計ということで110名となっております。

八川1号線の工事につきましては、令和6年度で終了予定となっております。令和6年度の年度末、ちょっと性格上、年度末にかかるかなという予定をしております。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 1個目の農業者健康管理休養センター、これはもう本当に使い方をずっとこの中でも議論してると思うんですよ。これで、木伊とまた来年の4月1日からこれ更新予定と、農福連携やってるというのは理解してますよ。でも、そのためにあの施設があるわけではないでしょう、本来。それでまたそこで3年更新してしまったら、これまた3年間何も触れないということになりかねないんですよ。ちょっとその辺り、原課の考え方が私、見えてこないの、これはちょっとまたほかの方聞いていただいたらいいと思うんですけど、2点目のあれも、ちょっと答弁ちゃんと、もう一回正確に聞きたいんですけど、私はこの110名というのは、各44か大字の農業推進委員はご存じなのかというのと、あと各大字もそれは説明を受けてはるんですかということを聞いてるんです。だからそれがご存じかご存じないか、大字に説明してるかしてないかというところを、ちょっと正確に、これだけちょっと答弁漏れやと思いますので、もう一回答えてください。

3つ目の農道八川1号線の舗装工事、これまた年度末までかかると言われてしまうと、本来3年で終わる予定のやつがどんどんどんどんこう工事延びていくというのは、私あんまりよくないと違うかなと。それに関してはできるだけ早期に完了していただきたいなという要望だけさせていただきます。ちょっと答弁漏れの分だけ。

藤井本委員長 答弁漏れ。

異補佐。

異 農林課長補佐 農林課の異と申します。

今回、合計110名の合計55万円の報償費についてなんですが、当然、地域の委員はご存じいただいております、まず現地調査に大体どれぐらい、地域によって広い狭いがございますので、委員1人で現地を回れるところであれば、こちらの報償費、余分の追加の55万円についてはお支払いしておりません。中には、どうしても広いところで、1人では現地を回りきれないというところがございますので、そういうところに関しましては最大3人まで、委員からの申請に基づいて追加で手当を配分しておるところでございます。本来であれば、44か大字で3名ということであれば55万円で足りないんですけども、先ほど申しましたとおり、もう委員1人で回れるところに関しては計上してないところから、平均2.5人で計上のほうをさせていただいております。

藤井本委員長 それを各大字は知ってはるんですか。

異 農林課長補佐 もちろん、各大字からの申請に基づいて追加で配分しておるところでございます。

藤井本委員長 それと、この農業者健康管理休養センターの話というのもずっと以前から続いてるわけで、令和7年度から、課長のほうで、契約更新する予定ですよという話ありましたけど、こ

れ課長の段階でというより、部長または副市長、今の答弁でそれでええのか、もう決まってるのかということになるわけで、その辺もう少し今の計画予定というところ辺で答えただけませんか。ちょっと今、課長だけの答弁でしたので、とても大事なことなんでね。まずもって、令和7年度から決まってるということ自体が初めて聞くことで、どういう計画でやられているのか答えられないですか。副市長、市長、じゃあお答えください。あくまで計画ですよ。いやもう、副市長か市長、こういうのは課長、補佐で決められないでしょう。誠実に答えていただいているのは分かってるんですよ。でも、契約ですから。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時27分

再 開 午後4時40分

藤井本委員長 休憩を解き、再開をいたします。

先ほどの質疑に対しまして、副市長、お願いいたします。

東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。先ほどの議論の中で、木伊との契約の件について出てまいりました。その中において、ちょっと職員のほうから更新するといったような内容の発言があったわけですがけれども、決してそうではなくて、令和7年度から引き続き契約を行う場合は1年前までに議論をするというふうになってございますので、その辺でご理解賜れたらと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 質疑ほかに。

奥本委員。

奥本委員 今の農業者健康管理休養センターの件に関連でお願いします。まずは今、副市長のご答弁で、1年前に話合いが始まるということでしたら、もう4月からそれ始まるということなんですね。となると、その話合いはどこでされるんですか。この運営委員会でされる予定なんですかね。それをまず確認したい。

それと、この運営委員会なんですけども、そもそもこの農業者健康管理休養センターの件につきましては、これまでの予算特別委員会、決算特別委員会で私も何度かお話しさせてもらってますけども、以前、補助金の返還をした場合、返さなければいけない総額と、これまで補修費でつぎ込んできた総額幾らですかという問いをさせてもらったときに、もうはるかに屋根の修理であるとか電気系統の修理とかにかけた費用のほうが高かったんですね。でしたら、もう今後もこれ維持していく限りでは費用かかっていくので、どっかで考えられたらどうですかという話をさせてもらってたと思うんです。ところがその辺の話というのはこの運営委員会に出てくるのかどうか、これだけ議会で何度も何度も指摘されてる事項に対して、この運営委員会のところでそういった、運営を前提とした委員会だと思うんですけども、やっぱり存続がこれだけ議論されている中で運営委員会ではそういう話出てくるのかどうか、にもかかわらず開催がないというのはちょっと解せないんですが、どういう話合いをされているかというのを教えてください。

それと、この農業者健康管理休養センターですけども、葛城市の公共施設等総合管理計画の中で最初制定された、これ実は庁舎系機能の5番目に検討の施設というふうに挙がってるんですが、あり方検討になってたはずなんですけども、今確認すると利用検討に変わってるんですよ。これは何でなんですかね。そもそもそのファシリティの対象になってたはずなんですけど、この利用検討ということは何か存続ありきの話になってるんですけど、この辺は誰が決められたんですか。これもあれですか、この運営委員会で決まってるんですかね。その辺いかがでしょうか。

藤井本委員長 まず、副市長から今、説明あって、令和7年度以降のことは令和6年度で協議をしますということですけど、これは運営委員会でされるのかと。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

運営委員会なんですけども、まず開催状況といたしましては、平成23年と平成25年に1回ずつ行っておりますが、それ以降は行っていない状況でございます。

この木伊の件ですけれども、当初、契約するときも運営委員会で議論してないんじゃないかなと思っておりまして、またその更新については今後どうやって決めていくかについては協議してまいりたいと思います。内部でまずは話したいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 それと、1番目のはどこで話をするかということでご質問でした。運営委員会かということでしたけども、内部でまずすると、これは答えとして内部でと。2番目と3番目の、これはちょっと部だけと違うて、これは市長、副市長で答え、またお考えを示してもらわなあかんと思うんですけども、今後の維持について、いわゆる令和7年度からどうするというより、今後の維持これでええのか、今後どうするんだというのを含めて、今まで公共施設の中であり方検討やったのが、ちょっと私確認してませんけど利用検討に変わっていますと、その辺、そういうことですよ。だから、長い目で今後のこの維持をどうするかと。

阿古市長。

阿古市長 あそこのたいま温泉、農業者健康管理休養センターの話につきましては、合併した当初から実は行政としての課題であるという認識を持っております。ただ、ちょっと確認、私も文言の訂正についての記憶の中でお話するので、もしかしたら話が違うかったのかも分かんないんですけども、私の記憶の中では利用検討になってるのは補助金の関係やったと思います。もう利用しませんということになれば、それは補助金返還につながるので、ですので利用検討という中での補助金の返還がないような形での表記に変えてるのではなかったかなという記憶があります。この問題というのは非常に大きな問題で、確かにこの農業者健康管理休養センターの委員会そのものは開催はほとんどされてないというのは事実でございます。私も議員させていただいたときに、委員会が開かれてないというのはもうよく存じ上げてましたので、この利用をどうするかという議論は最終的には私は行政だと思っております。その農業者健康管理休養センターの運営そのものについての議論というのは、多分、その農業者健康管理休養センターの委員の中でできるのかなと思いますけども、こちらのほうの問題と

いうのは非常に大きゅうございますので、葛城市としてどんな施設が要るのかということも含めまして、補助金の返還にはまだ当分の時間がございます。まだかなり先なんですよ、返還がかかるまで。令和30年というのがその期限でございますので、まだ先でございます。ただ、この施設を葛城市として何かの形に変換してまで使いたいものがあるのかというのが、まず一番の問題になるのかなと思います。その辺の検討も今後、議会の皆様方と進めていきたいとは感じておるんですけども、今、木伊の令和7年のこの使用期限の中で、契約更新の中ではその議論には多分至らない可能性はあるのかなと。ただ、契約書を確認いたしますと、その使用についての申入れというのは、契約更新の場合は1年でございますけども、その使用の解除項目の中ではその期限をうたっておりませんので、そのような解釈はできるのかなと思っております。今後、議論を深めていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 市長から今、詳しい説明いただきまして大体分かったんですけども、今、お話の中では最終この施設をどうするかというのは、もう行政のほうでの検討ということなので、これは行政と分かりましたけども、どの場でやるかということがちょっとまだお話なかったもので、これやっぱり早急に、どこで誰と誰が加わって話を詰めていくかということを決めていただきたいなと思っております。それと、今現状の運営のところは運営委員会ということでしたけども、今入っていらっしゃる事業者のその話については、当時は運営委員会じゃ組上に乗ってないということでしたので、これもちょっとやっぱり手続上良かったのか、市長さっきのご答弁の外のところで議会で話したというふうにちらっとおっしゃいましたけども、このときにやっぱり運営委員会あったのであれば、本来、運営委員会に諮るべき案件だったかなと思うんですけどね。だから、その辺り……。

阿古市長 その当時、委員やったんです。

奥本委員 委員ですか。

阿古市長 それで、記憶がそういう記憶だったということです。

奥本委員 いずれにせよ、やっぱり運営委員会として運営に関することを話し合うのであれば、そこで話すべき内容だと思うんです。だから、今回もその契約更新というのを、今後運営に関してそれを契約どうするかという話は、やっぱり一旦組上に乗せるべきかなと思うので、委員会も開いてください、そしたら。そうすると、今現状、運営委員の皆さんも、こういう問題が議論されてるということは多分ご存じないと思うんです。やっぱりその辺のまずその事実を共通して認識持つというところから始めないと、どこから手をつけていいか分からなくて終わってる状況なんでね。

それともう一つ、補助金のほうが30年までという話でしたけども、前、私、これも1回、前副市長にお話ししたかと思うんですけど、返還の特例ができてははずなんです。だからその辺もう一回調べていただいて、丸々全額返す必要がたしかなかったと思うんです。これも条件があったと思うんですけど、その辺りも研究していただいて、行政内部のほうのあり方の検討というのを、ちょっとこれも早く開いていただくようお願いしておきます。

藤井本委員長 要望をお願いします。ほかに。関連じゃない。

谷原委員。

谷原委員 次のところ行かさせていただきます。119ページ、5款1項3目のところになります。農業振興事業というところの、これは18節負担金補助及び交付金のところになるんですが、119ページの下のほうになりますけど、日本型直接支払い制度資源向上活動等補助金2,100万円余りあります。これは歳入のほうで多面的機能支払交付金という形で県から来ておりますけれども、これを使ったものだと思うんですが、いわゆるこの日本型直接支払いのこの交付金の中で多面的機能支払交付金を利用した活動、今これ何団体、葛城市内の中にあるのかお伺いいたします。これが1点目です。

2つ目は、128ページ、5款3項2目になります。観光振興支援事業の中の18節、これも負担金補助及び交付金ですけれども、観光協会補助金で720万円ほど出ております。これは毎年同じ金額で、また過去にも内訳についてありましたから、多分変わらないんだろうと思うんですが、観光協会本体に120万円、そしてかつらぎ花火大会に600万円がここから出ているということであります。これは1回観光協会に入ってますけれども、葛城市からの補助金ということになるので、多分、会計報告等を受けておられると思うんですが、現在のこのかつらぎ花火大会実行委員会の繰越金、あるいはこの間の積み上がったお金、第1回からどの程度今あるのか。このことについて、多分、会計報告されていると思いますので、このことについてお伺いいたします。これ歳入でもいいんですかね、関係する歳入。委員長、歳入については。

藤井本委員長 関係する分は違います。歳入は違います。

谷原委員 じゃあ歳入はちょっとまた次回ということで、そしたら123ページになります。これは5款1項9目有線放送維持管理費の中の14節工事請負費891万7,000円ということなんですが、これについては令和6年度、この予算でどの大字を一応予定されているのかということについて伺います。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

一番上のご質問の多面的機能支払い制度の団体数についてでございます。現在、11活動組織で18地区で活動をされています。

以上でございます。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の竹内です。よろしくお願いいたします。

観光協会の補助金についてでございます。その中の各団体への補助金ということで、かつらぎ花火大会実行委員会のほうに600万円の補助を行っております。大変申し訳ございませんが、今、その報告を受けてます会計報告ですけれども、そちらの書類を今、持ち合わせておりませんので、また後で報告させていただきます。よろしくお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

令和6年度の工事箇所の予定を申します。大字中戸、寺口、弁之庄、山田、平岡、笛吹の6か大字の予定をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 日本型直接支払いの交付金ですけども、11団体ということで交付されてるということで、これは加守地域保全向上委員会の補助金の問題で不適切な補助金があったということで、結局これは県・国の補助金が入ってますから、結局不適切な事務のために葛城市のほうから返還するということがございました。会計検査院のほうも、国全体としても全国で様々な、特にこの活動についてはなかなか各団体の会計等、不十分なところがあるということで、会計検査院のホームページ見ても指摘はあります。葛城市でも同様のことがあったわけなので、ここでちょっとお聞きしたいんですが、補助金会計の在り方で、やはりこう一旦補助金が入った口座、そこから他口座へ移す場合は、当然きちっとその補助金が追えるように、他口座に入っても、こういうふうにしておくべきだし、そうしないと監査もできませんから、こういうことについては補助金要綱にきちんと明記もし、各団体への指導されているのかどうか。つまり、加守地域保全向上委員会の場合はそれが移されて先行きが分からない、そこで不正な金が余ったお金として返還されずに他団体への寄附金に使われたところから問題が出てきたということで、でもそもそもちゃんと通帳で1つの口座、あるいは複数あれば複数口座がちゃんと追えるような形でその複数口座が、当然、補助金を支給する側が把握しておかなあかんと思うんですけども、そういうことに対して要綱にきちっと示されて、団体へもそういう指導が行われるのかどうか、この点についてそういう大きな問題があったところですので、再発防止という点でも必要な措置だろうと思いますので、どのようにされているのかということについて伺います。

それから、観光協会、この花火大会実行委員会については、ちょっと今調べてもらえませんか。でないと、ちょっとこれ質疑が止まってしまうので。

藤井本委員長 今、行ってくれてはるんですね。

谷原委員 だから、それで戻ってきてから、これちょっとまた2つ目の質問をさせていただこうと思っております。

それから、有線の撤去事業ですけど、これ順調に進んできて、また令和6年度についても多くの大字で進むなと大変喜んでおりますが、実はこの工事請負において入札をされてるわけですけども、その仕様書等におきまして、問題はその線は銅線、あるいはプルボックスとかいろいろまた売れるもの、鉄材とか、これについての扱いが、過去の一般競争入札か指名競争入札されてると思うんですが、仕様書に明記されてないために、どの金額で落とすんやということいろいろあったと思います。僕は他の市町村調べてみたら、やはりちゃんと、これは売り払った場合は事業者のものとする、あるいはこれだけの金額で売払金を納めてくれとか、やっぱりちゃんと明記して、入札する事業者の間で混乱がないように大体してると思うんですが、この点についてちょっと葛城市はどのようにされているか、どのようにさ

れるかでもいいんですけども、そういう声を聞いておりますので、どういうふうにされようとするのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、多面的機能の支払いの時点で、会計決算なり、また監査の時点で通帳と残高と確認する業務がございますので、もちろんそちらでは確認するところですが、補助金交付要綱の中にはそういった1つの通帳とかそういう明言はないかと思いますが、あと会計の細則なり、そういう検査要綱の中でそういう基準を定めてやっているもので確認をしているところがございます。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまのご質問、有線撤去の際に出た廃棄物につきましては、材質は銅また鉄となっております。そういった有価物につきましては、こちらの仕様書上では売却を想定をしております。その分を差し引いての金額で計算していただくような設計書の書式とさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

先ほどのかつらぎ花火の収支決算書でございます。収入の部としましては、葛城市観光協会の補助金より600万円と、それからかつらぎ花火実行委員会が協賛金などを集められて得られた収入が692万5,400円となっております。最終の支出が1,027万9,412円でございます。264万5,988円が残高になります。そちらの残高をかつらぎ花火大会実行委員会の基金として積立てをされてまして、そちらの積立てが800万円となっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと今のところですけど、基金800万円とあるんですが、これ毎年同じように、これ令和元年から600万円ずつ補助金出してますよね、令和元年からね。それまでは商工会がやっておられたときは300万円だったんですが、コロナのときはちょっとあれでしたけれども、それ以外については600万円、コロナのときはちょっとそれはやってなかったりするので、やったけれどもあれじゃないからということなんです、その基金というのが、これは花火大会実行委員会ですべてで収益上げたり補助金いただいてきた基金が今800万円あると、264万円、これ入れてですかね。この基金の中へ全額入れて現在800万円ぐらい残っていると、よく分かりました。

これは意見だけになりますけれども、まず多面的機能の支払交付金の関係になりますけれども、ちゃんと検査をやっているということでもあります。それは当然だと思うんですけども、私は補助金を出す、交付するときに、相手の団体にきちっと、こういうもんですよとい

うことをお伝えしといてほしいんですわ。そのことがトラブルを防ぐことになるので、こういう形でやってくれないと交付できませんよということで、これは補助金交付要綱に定められているとおりでと思うんですよ。その細則とかいうふうにおっしゃったけど、こちらこういうことで調べているんだから、それはもう事前に分かっていたいておくと、トラブルが起きないようにしておいていただきたいと、これはお願いします。

それから、2つ目の有線放送の件ですけど、よく分かりました。それで業者の方が公平に、どっちなんやということがないように公平な入札競争ができるように、よろしくをお願いします。

それから、3つ目のかつらぎ花火大会実行委員会、これは大変私も花火打ち上げていただいて、本当に葛城市にとっては市民にとっても楽しみにしているところですし、本当によくやっていただいているなと思うんですけども、補助金が余ればこれは返還をするというのが基本だと思います。葛城市のこれは補助金の交付規則というのが例規集にあります。その第5条の第2項にはこう書いてあるんですね。「市長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件を付することができる」と。つまり、収益事業もされてる、補助金も受ける、たくさん余ります。それは、余った場合、私は基本的に返してほしいと、これ税を入れるわけですから。それが基金として積み立てられるというのは本来の補助金の在り方とは外れて来ると、だから少なくとも条件を付したらいいと思うんです。実際に会計結果を見て、これはこの規則の申請書のところに、交付する場合に、補助金等交付決定通知書、ここに3の交付の条件等というふうにつけることができるようになってるんですよ。だからここに、先ほど読み上げましたように、相当の収益が認められると、そして実際に余ると、余った場合は基本的に返すというのが基本ですから、補助金の場合はね。だから、それをきちっとやっていただいて、また必要があれば補助金として出したらいいいわけです。このことについては、きちっとやっていただきたいんですよ。これは、補助金の中での1つの例なんですけれども、これについては3回目の意見なのでお伝えはしておきますけれども、というのは、これ第1回目からずっと会計のほうがどうなってるのかということで疑問に思われる方もおられまして、私も見てみましたが、ちょっと適正かなと、どうだったのかなというふうな思いもありましてちょっとお伝えしてるわけですけど、もう800万円積み上がってるわけですから、基金が。私は今年度は予算を削ってもいいと思いますよ。それぐらいの問題だと思っております。だから、これ執行段階はまた別ですから、実際にその会計の実績報告が出て、その中でまた積み上がっていくようなことがあれば、ぜひ考えていただきたいと。これは社会福祉協議会の問題で、ゆうあいステーション、福祉総合ステーションの問題を扱ったときに、基金がたくさんたまっている場合、補助金が、あるいは指定管理料がたくさん出る場合は、やっぱり基金を先に取り崩していただくと、そして市のほうからはその分を少なくしてる、適正な基金の管理というのがあると思うんです。やっぱり間違いが起きてはあかんことですから、この点についてはぜひそういう条件を付して、あるいは付すまでもなく、今年度の補助

金の金額についてこれが適正なのかどうか、よく考えていただいてやっていただけたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 今、花火の意見というのは、これまたいろんな意見あると思いますので、それには触れませんが、社会福祉協議会の話の中で補助金を使って指定管理料を少なくするということはあり得ない。申し上げましたように、指定管理料そのものは社会福祉協議会では利益を取ってない状態でございますので、ですのでそういう手法では全くないということだけお伝えしておきます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 花火の補助金に関しましては、僕ちょっと実行委員会の委員でもございますのであれなんですけど、この基金なんですけど、どういう目的で基金を積み立てられてるかというところなんですけど、その辺お答え願えますか。今の施設賠償保険では賄われへんところがたくさんあるので、そこの基金の積立ての目的、それをちょっとお願いします。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

今、西川委員のほうからもございましたように、基金を積み立てられた目的でございますが、単年度の事業で収入の不足が、まずはその補助金と、それと先ほども言いましたように実行委員会のメンバーたちが回って協賛金、賛助金を集めてきていただいている収入とで花火を上げていただいております、その協賛金の集まる具合とかもあるので、そういったことも1つございます。それから、あと今、先ほどおっしゃったように、保険の対象外の損害が発生した場合の賠償金に充てるということも目的の1つでございます。あと、今回20周年記念がございますが、そういったときに特別な企画をするためにそれを充当するための目的もございます。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 谷原さんがおっしゃることも分かりますねけど、別に討論じゃないので、これ。ただ、僕が聞いている話でいうと、やっぱり施設賠償保険というのが全く、例えば何かビニールハウスが燃えたときとか、山林になったときとか、全くこれ保険が利かないところになってきております。というふうに聞いております。これについて多分、実行委員長のほうからも、葛城市にどうかその部分というのを何とかしてほしいということもあるんですけど、それが解消されるということは実行委員会としても望んでるところやと思うんですけど、やっぱり基金の積立て、ほんで、やっぱりかなり実行委員会としても努力をしてるようなことも聞いておりますし、ほんで今は観光協会の補助金というところにもなっております、市じゃなくてね。そやから、その辺の谷原さんおっしゃるようなことも分かるんですけど、基金の在り方というのは今聞いてもらったようなことであるというところでございますが、一応質問をさせてもらって、皆さんに基金積立てをどういうふうに目的としてされてるかというの

を聞いてもらったらええかなと思って質問させていただきました。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 今ちょっと驚くような話を聞いたんですけれども、つまり保険では出ないようなものについて賠償せなあかんと。これに対する葛城市として補助金を入れていくというのが、どこまで、補助金というか、葛城市から補助金を入れていく補助金目的としてそこまで含むのかということなんですよ。補助金というのは補助金目的がありますから、だからその目的のお金の性質としてそこまで含むというふうに判断されるんだったらありうるかも分からないですけど、もしそこ入れちゃうと、もしそういう事態が発生したら補助金目的で入れるということになるからね。そういう損害賠償に対しても基金積み上げてますと、それに対して補助金をそこへ入れますというふうになれば、使ってもいいということになれば、万が一そういうこと起こったとき、葛城市の補助金目的でそこをどう見るかというのが出てくるんですよ。だから補助金というのは、事業目的があって使い方の目的があるわけやから、私はこのための基金というのはちょっと納得できません。これは大きい問題になりますから、ちょっと整理をしていただきたいと思いますと思うんですよ。

もう一つは関連で質問なんですけれども、これ職員も結構、夜たくさん出て警備されています。この方の手当とかはどうなってるんでしょうか。これちょっとお聞きします。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

職員の手当なんですけれども、産業観光部で応援というか、当日の警備なりで出勤をしております、そちらのほうは代休扱いでさせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 商工観光部の職員だけでしょうか。商工観光部の職員だけが出ておられるのでしょうか、そういう花火大会実行委員会のお手伝いに。産業観光部、産業観光部の職員だけですかね。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 申し訳ございません。代休と申し上げましたけど、一般職員につきましては時間外手当で対応させていただいております。職員につきましては、産業観光部の職員と、それから消防の関係でお手伝いいただいておりますので、そちらの生活安全課のほうの職員も何人か、3人ほどですか出ていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 補助金の使い方として、例えばこういう警備とか当たっていただくためにガードマンを雇うとか、職員との連携もあるから職員も出ていただくことは要るだろうけれども、そういうことだったら私、警備のために払うとかいうのはいいんだけど、先ほど言いましたその基金の目的をそこまでするかいうのは、これ今ここで公になりましたから、公になったことですから、これちょっと整理して、本当にそういう基金の目的のために補助金出してるのか、それが補助金目的の中に入ってるのか、これちょっと整理してくださいね。万が一起きたと

きに葛城市の責任が出てくるかも分からないから。やっぱり補助金というのは、出したら出しっ放しじゃなしに、補助金事業の目的があり、それが終わったら余ったら返す、目的外には使ってはならない。これが国の法でもあるし葛城市の規則でもあるわけですから、それは厳密にやっていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 この件については、実行委員会の方とまた話をさせていただくということでもいいと思います。ただ、それぞれ皆さん方の意見あるかと思いますが、やはり市民の願いの中で葛城市花火大会をしてほしいという希望があって実行委員会の方がやられていると。その中で今、話が出てきたように基金があるねんからという話ですけど、基金は基金で一部しか把握されてないだろうけども、やはりこういう催しをする場合は、基金をというか、不測の事態というんですか、予期せぬこと、天候であろうと何であろうと、基金を持っておきたいというのも分からないこともございますので、補助金を出されている担当部として、その辺もう少しお話をさせていただくということで次に進めたいと思いますけど、よろしいですか。ありますか。あるんやったら言ってくださいよ。

次、進みます。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。119ページ、5款1項3目18節の負担金補助及び交付金の中の北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金について、この内容と、それから市の負担割合を聞かせてください。あともう1点が、129ページの5款3項2目18節の通訳ボランティアガイドの会補助金、これは15万円ですけれども、これはどういった団体でどういう活動をされてるかというのを聞かせてください。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

北葛地区同様、使用済プラスチック適正処理推進協議会について説明をさせていただきます。北葛地区における農業用使用済みプラスチックフィルムの適正処理を図るため、回収システムの構築と再生処理を推進し、環境の保全と施設園芸の健全な発展に資することを目的としております。

協議会の業務内容といたしましては、排出量の把握、回収計画の策定、回収方法の検討及び啓発指導、適正処理に関する調査及び検討でございます。使用済みプラスチック処理費用の負担割合につきましては、市が3分の1、農家3分の2となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 ただいまご質問の通訳ボランティアガイドの会の補助金についてでございます。こちらのほうは企画政策課のほうで所管していただいております、まだその通訳ボランティアガイドの会というのがないように聞いております。これから調整していくというふうに聞いています。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 その負担金のほうなんですけれども、令和５年度が55万9,000円で令和６年度の予算は61万6,000円ということで、そんなに増額にはなっていないと思うんですけど、これ物価高騰の影響というのをどういうふうに考えられているのかと、それに伴うよう、物価が高騰してるんですけれども、行政の負担割合、負担金を増やすことというのは考えておられるのかというのを聞かせてください。

それと、通訳ボランティアなんですけど、令和５年度も予算ついてるんですけれども、まだできてないというのはどういうことかちょっと聞かせていただきたいんですけれども。

藤井本委員長 どういうことですか。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

まず、使用済みプラスチックの持込みにつきましては、新庄営農経済センターは12月で、当麻営農経済センターは2月に日程を設定して実施されておりまして、全体量につきましては把握が難しいところですが、処理費の高騰も想定されることから、令和６年度は前年比5万7,000円増の61万6,000円を予算計上させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 担当部を呼びに行っていたらいいですね。

暫時休憩します。

休 憩 午後５時２２分

再 開 午後５時３０分

藤井本委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの柴田委員に対する答弁を求めます。

竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

先ほどの件なんですけれども、国際交流があった場合にその通訳をお願いする費用として15万円の予算を組んでおりましたけれども、令和５年度、国際交流がございましたので執行はしてありません。

以上でございます。

藤井本委員長 今年について、去年はなかったと、今年はということでお答えください。

竹内商工観光プロモーション課長 すいません。令和６年度についても、また国際交流があった場合に対しての枠取りとして15万円組ませていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 負担金なんですけど、農林課のほうの5万7,000円増額されてるということだったんですけども、私もう３回目なのでちょっと駄目だと思うので、その算出根拠というのをちょっと聞きたかったなというふうに思ってるんですけども、それぐらいいいのかなという感想もありますし、ＪＡとの関わり、それもちょうとお聞きしたかったなと思うんですけれども。

それと、通訳ボランティアガイドの件なんですけど、今まだ活動されていないけれども、あ

った場合にはということで毎年予算計上されているということなんですけど、会として成立してるのであれば、市の事業以外でも何かされているんじゃないかなと思うんですけども、その辺りはもうその会員に対して補助を出してはるわけですから、その会員の活動としては市はどういうふうに把握されてるんでしょうか。それちょっと懸念しておりますが。

藤井本委員長 せっかく会があるんだから、国際的な通訳を必要とするような場面がもう少しあればいいのではないかと、そういうことですよ。そういった要望があるということでお願いします。農林課、もうこれはもうちょっと比重を高められないかということですかね。違うたっけ、算出根拠か。市が3分の1で……。

阿古市長。

阿古市長 このやり方が出てきたのは、真土ですとかビニールの処理の問題から実は始まっております。以前ですと、ある種、農薬みたいな形でもできましたし、その処理が割合と簡単だったんですけども、例えば焼却するですとか、そういうのがある種できたんですけど、そのことがダイオキシンが一番問題になったのかと思うんですけども、できなくなって、その処理をどうするのだといったときに、農業という産業の中で使われたものは産業廃棄物になりますので、使用された人がその廃棄の責任を取らないといけないというところになります、法律上は。そうしますと、その処理単価というのが意外と高うございまして、その中で編み出されたやり方が今のやり方でございます。販売業といたしましては、JAでありますとか、資材を販売する業種、もしくはメーカーが加わった形での援助をして、そういう組織をつくられた、JAが代表としてなられたように記憶しております。その中で、業者に対する補助を求められましたので、その判断上、多分その当時はそれが必要であるという中で、じゃあ3分の1という数字が出てきたように思います。ですので、その算出根拠というのは多分ないんだろうと思います。行政負担としてどれぐらいをするべきかという中での判断であったのかなと思います。もう、多分20年近く前になるのかな、ちょっと私も何年から始まったか記憶はないんですけども、かなり以前からそのやり方で始まったように記憶をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

坂本委員。

坂本委員 124ページ、団体営土地改良事業の12節委託料、測量設計委託料3,360万円の中の、概要で言うと42ページ、ため池パトロール20か所、150万円というのが出ております。これの詳細を教えてください。

もう一つ、127ページ、2目観光費の一番下、14節工事請負費234万8,000円、これについて教えてください。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

まず、ため池パトロールについてご説明申し上げます。防災重点農業用ため池の所有者、管理者に向けて実施するもので、所有者、管理者とともにパトロールを実施し、日頃行うに当たっての注意点や管理方法についての指導や管理体制について説明を行い、防災意識の向

上を図るものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

ただいまの工事費の内容でございます。こちらは、多言語観光案内看板設置工事としまして234万8,000円を計上しております。こちらは、奈良県の観光総合戦略推進補助金を補助率3分の1を活用して行う事業でございます。奈良の西の玄関口として、県外から車で来られた方に当市の観光イメージを持ってもらえるよう、市の入口に位置する道路沿いにインパクトの大きな大型看板を設置します。また、大阪・関西万博開催に合わせ、関西国際空港から来るインバウンドに対して、相撲の発祥地葛城市をPRするために、看板デザインを多言語に対応したものといたします。高さ約4メートルほどの多言語案内看板3基を作成するためのものでございます。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。ため池パトロール20か所ですけれども、これは農業には関係なく防災目的でのパトロールということなんでしょうか。その20か所はもう無作為に選ばれることになりますか。それとも、何かため池にちょっと問題があるかというようなところを選んで専門家とパトロールするのか。そこら辺を、農業は関係ないのか、そこらも含めて教えていただきたいと思います。

あと、看板のほうですけれども、高さ4メートルのほうを3基ということですが、葛城市の玄関口の道路沿いということは、車で来た人を対象にする看板と考えていいんでしょうか。それで、車で来た人を対象になったら、3か所ということはどうことどこどこに設置されるつもりなのか、ちょっと教えていただければと思います。

藤井本委員長 吉田農林課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問で、ため池パトロールについてでございますが、これにつきましては防災重点農業用ため池につきましてパトロールするものでございまして、110か所でまず劣化状況調査をいたしまして、その後で山麓地域であったり市内全体の割り振りをしまして、順次、ため池パトロール等で地点を選定して進めていくものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 順次とか言わないで、何年かかってとか、何年間でという決まってるんでしょう。そういうふうにご答弁ください。

吉田農林課長 110か所を5年かかってやる予定をしております。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

おっしゃるとおりに、車で来られた方に訴求できるようにということで作成させていただきます。柏原インターからお越しいただいて、あちらのほうから来ていただく方のように、

山麓線の北の入口である加守交差点付近を1つ考えておりますのと、竹内街道の大阪から来ていただく方で西の入口であります水道局付近と、それから南阪奈道路でお越しいただく方に葛城インターチェンジの降り口付近を検討しております。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ため池は5年をかけてやるというお話がございますので、私の地元ではため池は土地改良区が管理しておりますけれども、管理の指導と言われても、適正に私の地元ではやっておりますので、特に防災で水をためなければいけないというときは高田から水を入れてため池でためるということを考えてますので、これはどこの池を考えていらっしゃるのかちょっと分からないですけれども、110か所を5年でやるという話ですので、適正にやってもらったと思います。

あと、看板ですけれども、3か所の場所は分かりましたけれども、加守地区、竹内街道の西から入ってきたというところです。それと、南阪奈道路のインター降り口辺りということで、竹内街道のところはちょっとどうかというふうには思いますけれども、3か所、府外、県外から来られた方に見てもらえるように、多言語ということは2つか3つかの言語で看板出されるかと思っておりますけれども、うまいことやってください。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。関連。

吉村副委員長。

吉村副委員長 看板のほうの関連でお伺いをいたします。今回、想定されているというか、予定されている言語、何か国語があるとか、あるいは具体的な言語はどの言語をされるのか、その根拠、例えば大阪・関西万博に合わせるんだとか、あるいは葛城市に訪問される外国人の上位のものを取るとか、そういった辺り教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

多言語観光案内看板につきましては、日本語と英語の表記ということで検討しております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 多言語じゃなくて2か国語表記、2か国語看板ということですね。承知しました。結構です。

藤井本委員長 ほかに。関連。

西川委員。

西川委員 看板の件なんですけど、多言語、どっかに館に案内をするんですかね。例えば相撲のPRをするんやったら、別にほんまにスマホの、別に英語も要らんと違うかなと思うところなんです。いうたら、ほんまに相撲誕生の地という、そんなんで十分海外の人は分かるし、例えば館を案内して、例えばここの相撲館へ行ってくださいよというところまでするんやったら英語の表記も要るんやろうけど、何かそういうのを多分もうシルエットというか、そうい

うのデザインで何か表現出来んのと違うかなと思うところもあるんですけど、その辺どうでしょう。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 まずは、先ほど西川委員もおっしゃいましたように、相撲発祥の地葛城市というのを大きくPRしたいというところもございます。補助金を活用させていただいて作成するのを検討しておりますので、そちらの要綱上、相撲館なりのその施設に案内するということも要件でございますので、それも含めた形で案内看板を作成しようと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。

西川委員 分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 私もちっと観光関係のことになるんですが、127ページの5款3項2目の観光振興費の中の12節ちゃんこコンテストとか、あるいはちゃんこ鍋商品開発事業委託料ということで、予算案の概要のところの44ページになるんですけれども、今年度の新規事業としてちゃんこコンテストをやりました。それで、そのちゃんこコンテストの優秀作品を新たな特産品として商品化につなげるということで55万3,000円ほど新たに出ているんですが、これはどういうふうなことを考えておられるのかというのを1つお聞きします。

それから、葛城市の観光大使ということで、元白鵬、宮城野親方が就いておられて、本当にいろんな講演会にお越しいただいたり、いろんな行事にお越しいただいて、私も大変楽しみにしていたわけなんですけれども、ちょっと今、大変残念なことになっております。ちょっと予算ではよく分からないんですけれども、引き続き観光大使として予定されて予算がこれ、何らかの予算上がってるのかどうか、これちょっとお聞きしたいんです。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

まず、1点目のちゃんこ鍋商品開発事業55万3,000円の件でございます。こちらは令和4年度に申請いたしましたデジタル田園都市国家構想交付金の2年目の事業の1つでございまして、交付金2分の1を活用しての事業でございます。

相撲発祥の地として観光イメージを定着していくに当たり、相撲に関連した食の特産品の創出を目的としまして、令和5年度に実施しましたちゃんこ鍋コンテストの優秀作品を葛城市の新たな特産品として商品化に取り組みます。

事業効果としましては、イベントや物産展での販売を行ったり、ふるさと納税の返礼品にすることや道の駅で販売することにより、豊富な地元野菜も一緒に購入してもらえなどの相乗効果も見込んでおります。

事業の内容としましては、令和5年度に実施しましたちゃんこ鍋コンテストの優秀作品の3作品を商品開発を行います。応募いただきましたレシピに従いまして試作を3回程度行う

費用や、菌の検査代、アルミパウチの容器代、それに貼るシール代等で50万円を見込んでおります。また、報償費としまして、その試作段階でちゃんこ鍋コンテストの審査員などにアドバイスをいただくための交通費として、報償費5万3,000円を見込んでおります。

それと、宮城野親方の関連した費用というお問い合わせでしたが、今年で令和6年度の予算では特に予算計上させていただいているものはございません。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の特産品ですけれども、これちょっとよく分からなかったんですけど、特産品を開発して販売するということなんですが、これは業者に委託するということなんですかね。何かそのメニューとかを、市がどういう形でこれを特産品にするのかよく分からないんですが、そこはちょっとよく分からなかったんで、つまり業者を公募して委託して、こういう形で商品化してくださいと、あるいは大勢の方でもいいと思うし、別に1者に限ることはないのかも分かりませんが、ちょっとその具体的などころがどういうことをイメージされているか分からなかったのでお願いします。

2つ目の宮城野親方のところですけど、これ観光大使として引き続き今年度もお願いすることなんでしょうか。何らかの形で、日本相撲協会の姿勢を見ますと大変厳しい姿勢を取っておられるようですから、葛城市としてもやっぱり相撲発祥の地という以上は、日本相撲協会としっかりとした関係を築いていくことが将来非常に重要だと思うんですね。その中で非常にちょっとこういう事態になってしまったときに、葛城市としてはどう対応しようとしているのか、この宮城野親方の観光大使について、ちょっとお考えをお聞きできませんでしょうか。

藤井本委員長 1番目は、課長、お答えください。

竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

1個目のちゃんこ鍋商品開発でございます。今回の商品化なんですけれども、ちゃんこ鍋コンテストの優秀作品で、そちらのほうのスープをレトルトにして販売するといったものでございまして、業者に委託して事業を進めていくわけなんですけれども、レシピを作っていた方にも試作段階に何度か一緒にやっていただいて、そのレシピどおりに味が出ているかどうかというのも一緒に見ていただいて、事業者と一緒に進めていこうと考えておるところでございます。

藤井本委員長 葛城市の姿勢ということについては、市長か副市長お答えください。

東副市長。

東 副市長 東でございます。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えをしていきたいと思います。

まず、宮城野親方について葛城市の見解をとということでございます。今後、観光大使としてどうするかということでございます。昨年の2月25日に、観光大使に親方になっていただきました。大変光栄なことで、これを機にと葛城市も意気込んでおったわけでござい

すけれども、今回残念な結果となって、市といたしまして残念に思っておるところではございますけれども、やはり日本相撲協会の関係もございますので、ただいまは静観しておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 最後、意見となります。特産品を作るということで、これを販売して、コンテスト優勝した人の商品化されたら喜ばれるし、また今年度2回目ということですので、ぜひシリーズでどんどん出ていくと面白いかなとか、何味とか、それで地元の野菜も詰めて販売すると、地域のお店でも売っていただいたら大変盛り上がるかなと思います。

もう一つは、相撲発祥の地ということで、これを観光の目玉にするということで、私はもうちょっと大がかりな戦略をできたら立てていただいたほうがいいのかなというふうに思っております。これ私の意見でちょっとだけお話ししますが、葛城市はやっぱり最大の観光資源は當麻寺だと思います。もう古代から、なぜ寺院が多く潰れても當麻寺だけが残ったか。もう平安時代以前からあるお寺ですよ。もう平安時代、貴族政治が武家政権に変わるときにいっぱいお寺潰れてます、これはね。なぜ當麻寺が残ったか、戦国時代も含めて。それだけの力があるわけですね。全国から人を集めてきた。だから、その當麻寺を私はもっと利用を、参道にもありますから。ほんなら、思い浮かぶのは、やっぱり勸進相撲をやる、當麻寺の修復をやる、やっぱり勸進相撲をやる。これは江戸時代なんか、勸進相撲、それまでも寺社仏閣を建て直すときに勸進相撲をしてお金を集めて寺社仏閣を直す。それが相撲の興行を広める大きな原動力になったこともありますし、私はやっぱり當麻寺とのコラボを考えると、やはり相撲協会としっかり葛城市が提携もし、アピールもできるという環境をぜひつくっていただいたらいいかなと、これはアイデアですので、私の勝手な夢なので申し訳ないですが、すいません。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 関連も含めて3点お願いしたいと思います。ページ数で言うと127ページ、5款農林商工費、3項商工費、2目観光費の12節委託料のもろもろなんです。

まず、関連のところで申し上げます。先ほど多言語対応というのがございました。多言語対応のところでさっき取り扱っていなかったところで、ホームページ用サーバー等保守更新料、まず単純にこれ今年度、新規なんかなと思うんですけど、新規についてませんが、今後継続してかかってくるのかどうかというのをお願いします。

それから、観光プロモーション動画作成等事業委託料、これがちょっとこの説明読んでも、具体的にどういうKPIを設定して積算されているか分からない、積算の根拠をちょっと教えてください。1,100万円になっております。

それから、ちゃんこ鍋に関しまして、これちょっと2つの箇所が重なるんですけど、この概要で言ったら13ページにかかっているちゃんこ鍋コンテスト、商品開発と書いてますが、先ほど谷原委員のほうから、ちゃんこ鍋のこともあったのかな。このまずこの上のほう

のちゃんこ鍋コンテストの第2回となっておりますけど、これ第2回をやらなあかんというのを、ちょっと意味を教えてほしいんです。というのは、私、この1回目せっかくやったんやから、あれをもっとやっぱり周知していくのが先決かなと思うんです。となってくると、ちゃんこ鍋商品開発事業というほうのウエートが高くあるべきかなという、個人的な意見ではそういうふうに思うんですけども、なぜこういうことを言うか。実は、教育長、この前の給食運営委員会でいらっしゃったので、もうご存じですけど、私ちょっとある商品を紹介させてもらったんです。赤穂市、瀬戸内の赤穂市がやっているところで、実はやってはるんです。給食の学校給食シリーズの秘伝のたれレシピというやつを基にして商品開発されてるんです。市内のその業者が作ってはるんですよ。学校給食の、これ何か、鶏肉レモンのたれとスタミナ納豆の素というのをパッケージ化して、これがすごく人気で、学校現場からこの給食のこの味を再現してほしいというのが行政に届けられとって、それでその監修が学校給食運営委員会がやってるんですよ。学校給食センターがそれを監修して、市内の事業者がパッケージ化してやっています。これ実は、道の駅とかすごい売れてる。単価は安いんですけど、総額ではそんなに出てませんが、数としてはすごい出てます。こういったやつに、せっかくの第1回目の1位、2位、3位というのがあるんやから、そこをもっと力入れてやって、なおかつ給食でももっと採用してもらおうというのをやった上で、次の2匹目のドジョウを狙ったらいかなと思うけど、せっかくこの1回目があつて、またその2回目をやってしまうと霞んでしまうんじゃないかと思うんですけども、この2回目をなぜやるかという、その辺の理由をちょっともう少し詳しく教えてほしいと思います。

以上よろしく申し上げます。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

まず1点目の、多言語対応観光ホームページ用サーバ等保守委託料155万8,000円についてでございます。こちらは、令和5年度に作成させていただきました多言語対応観光ホームページのデータ保守委託料となります。パソコン版とスマートフォン・タブレット版の画面がございまして、各ページに関するサーバーの利用、ホームページの改ざん等、外部からの攻撃に備えるセキュリティに係る保守メンテナンス費用になります。これに加えまして、イベント情報のような更新頻度の高いページは市で更新作業をすることとなりますが、それ以外の情報に関しましては、データを提供することによりまして更新作業を受託事業者で実施してもらうことも可能でございます。また、日本語の記事を追加した際に、英語とフランス語に翻訳していただくための費用もこれに含まれております。ホームページがある間、ずっとその保守費用はかかってきます。

それから、続きまして、動画でございます。こちらは、令和4年度に申請をいたしましたデジタル田園都市国家構想交付金の2年目の1つの事業でございます。こちら2分の1の交付金を活用しての事業で行わせていただきます。葛城市の魅力を伝えられるような観光プロモーションの動画を作成しまして、海外の旅行事業者に向けたプロモーションや、日本への旅行を予定している外国人が閲覧するウェブサイトでのプロモーションを実施します。

動画を広く見てもらうために、SNSを活用したプロモーションを実施しまして、ツアー旅行や個人旅行のインバウンド誘致につなげていきます。市の魅力を凝縮し深く知ってもらうための動画としまして、1分から2分程度の日本語版、英語版の動画を作成してまいります。また、ユーチューブやInstagram等のSNSで発信していくための動画としまして、15秒から30秒程度の英語版とフランス語版の縦撮りの動画を作成いたします。こちらは、プロポーザル方式で広く提案を求めていると考えております。

それから、ちゃんこ鍋コンテストでございます。こちらですけれども、令和5年11月3日に行った第1回けはやちゃんこ鍋コンテストの決勝戦では、マルシェを同時に開催することで集客を図ったほか、かつらぎ花火等のほかの団体とも協力しまして、KATSURAGI Fes 2023と題しまして、1日市内で滞在していただけるイベントとして実施をいたしました。令和6年度も第2回けはやちゃんことしまして、継続を実施し、ちゃんこを通して地域を盛り上げ、ちゃんこ鍋が地域の食材として根づいていくよう、またちゃんこ鍋と聞けば相撲発祥の地葛城市だというブランドイメージも定着できるように取り組んでまいります。

なぜ2回目もということなんですけれども、そのデジタル田園都市国家構想交付金の2年目の事業の1つにしているということもありますし、1回目でもっと次のコンテストもぜひ再チャレンジしたいとか、違う味でまたエントリーしたいというようなお声も聞きましたし、また、審査委員からも継続して実施していくことの重要性についても提言いただいております。引き続きコンテスト形式でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず1点目のところ、多言語対応観光ホームページサーバー、これ継続していくということなんですけれども、これ昨年度作られているんですよね。ちょっと私、検索してもこれ見つからないんです。まだアップをされてないということですか。ちょっとそれもう一回お答えください。ちゃんとそれ出てくるんだったらいいんですけども、要はこの作成してもらっても、SEO対策をちゃんとしてもらって、検索に引っかかってこないと全然意味ないですから、そこはやっぱりちゃんと一緒にやってもらえるんかどうか、併せて確認したいと思います。

それから、動画作成のところも同じことですよ。作って、プロポーザルでその辺の仕様をこういうふうにおっしゃいましたので、その中で一番最適なものを選ばれると思うんですけども、やっぱりこれがいろんな人の目に留まらないと、これも作った意味がありませんので、その辺の対応も含めた上で、その仕様の条件としてしてもらうようにだけ、そこに入っているかどうかだけお願いします。

それから、ちゃんこの2回目、分かるんですけども、さっき申しましたように1回目やったやつはもっともっとブラッシュアップして知名度を高めて、いやこんなふうに自分の作った料理がアピールされるんやったら自分も次やりたいわという人がどんどんどんどん手上がってくるぐらいに引き延ばしたほうがいいかなと思うんです。何かちょっと2回目、せっかくやるんやったら、もう少し1回目のこれ周知、商品化もできて、もっといろんな市民の方

が、もう全ての人が口にしたというぐらいまでやった上で2回目やったほうがもっと効果上がるんじゃないかと思うんですけど、ちょっとそのタイミング的に早過ぎる気がします。これはもう個人的な意見で。さっきも申しましたように、今日ちょっと商品を実は持ってこようと思って忘れたんですけども、赤穂のほうはキャラクターがついてます。赤穂市の、これ市のキャラクターじゃないけど、その給食センターが作っているキャラクターで、そのパッケージに、赤穂のあこちゃん、日直あこちゃんというのがあって、それと一緒にやって、それが普通の家庭で今日の晩ご飯おかず一品何しようかというときに、もうふっと、地元の人がやっぱり購買率が高いなど、ちょっと道の駅で聞いたんですけども、だからやっぱりせっかく作ったやつが地元の方に愛される料理になってほしい。だから、そういった意味で商品化のほうは本当にうまくこれ軌道に乗ればすごい葛城市のアピールになりますし、その辺り含めてやってほしいと思います。

あと最後、これに関して、この商品開発を委託されてる会社とさっきおっしゃいましたけども、その企業は葛城市のところですか、これだけ最後お願いします。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 まず、観光プロモーション動画のほうでございます。こちらは、日本語と英語とフランス語で動画を作成いたします。国内向けと欧米豪のインバウンドに向けて焦点を当てておりまして、欧米豪の発信に強いチャンネルを有する事業者やインフルエンサーを活用して視聴数を伸ばせるように考えておりますので、そういう情報発信ができる事業者によっていただけたらということで考えております。

それから、ちゃんこ鍋コンテストでございますが、商品開発の事業者でございますが、今、見積りをいただいたのは市外の事業者でございまして、こちらにもまたいろんな事業者を当たっていききたいと考えているところでございます。

それから、多言語のほうでございますが、観光ホームページですね。そちらは3月29日の納期になっておりますので、まだ今、作成中でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いつ放しで、ホームページ関係、これ非常に外部の方にとっては、葛城市どういうところやろうとか、葛城市の相撲というのはもっと詳しく知りたいというのは非常に有効なツールになりますので、うまく作り込みと、それ1回作って終わりじゃなくて、やっぱりいろんなその評判を聞きながらブラッシュアップしていったほしいと思います。

ちゃんこのことに関しては、市内の業者は今ないということですけども、いらっしゃらないですかね。私も実は食品関係の業者に聞いてるんです。というのは、先ほど言った給食運営委員会のほうで、この辺の今現状、人気のある給食メニューを商品化できないかという話を実はしてるんです。それと同時に、運営委員会の中で問題提起されてるんが、今のお子さんがキノコの嫌いな子が多いと、それをうまく食べてもらうような何かレシピ化できたら面白いなということで、実は私、個人的に動いてるんですけど、またそういった業者はいっぱいいらっしゃるんです。私も声かけて聞いてますけども、そういうところで、できるできな

いかちょっと分かりませんが、いらっしゃったらそこにもまた1回声かけてもらえば助かると思います。

もう以上です。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

柴田委員。

柴田委員 ホームページのことなんですけれども、多言語で英語とフランス語ということで、多分、言語を選べるとき戦略的に英語は分かるんですけど、フランス語を選ばれたということで、葛城市の戦略としてそれを選ばれた理由を教えてくださいたいのと、それからホームページの更新作業もあったと思うんですけど、そのときに多分その英語フランス語も翻訳されると思うんですけど、翻訳の費用はそこにももう含まれているのかどうか、お願いします。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工、竹内です。

今、観光ホームページの件でございますが、英語、フランス語にした理由でございます。やはりこちらは、葛城市の相撲館のほうに来ていただいているお客さん、インバウンドの方が、英語圏、それから欧州、フランス語、そういうところから来ていただいている欧米豪に特化、そういうのを選定させていただいたところでございます。ホームページの更新は翻訳料も含まれております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 私もちっと桜井市とかも関わってたことがあって、長谷寺とかフランス人が多いとかというふうに聞いているので、奈良は結構、欧米系の方が個人的に訪れる方も結構いらっしゃるので、その選択はいいかなと、私個人的には思っているんですけど、翻訳は機械翻訳ではないですか。それだけちょっとお願いします。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 機械翻訳ではなく、ネイティブの翻訳をしていただくというふうには聞いております。そうでございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ネイティブ翻訳ということで、ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 質問の軸足が商工観光に移っている中、ちょっと戻って恐縮なんですけれども、まだ今日、農林商工費関連しか質問してなかったんで、すいません。農業費で1個だけ質問させていただきます。120ページの農業費の4目経営所得安定対策事業費、18節負担金補助及び交付金なんですけど、景観形成作物栽培助成金ということで、これをずっと聞きたかったので、この助成金の内容について伺いたいのと、今現在やってる具体的な作物の種類、お尋ねしたいと思います。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

景観形成作物栽培助成金について説明をさせていただきます。経営所得安定対策において景観の形成に寄与するものとしてヒマワリを対象水田に良好な状態で栽培管理することにより、転作率の向上と美化促進を図る生産者に対して10アール当たり2万円の助成金を交付するものでございます。令和5年度までは、コスモスと菜種を追加していたところですが、実績もないところから、ヒマワリを団地化して推進するという意味でヒマワリに限定をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 私も、菜種入ってるかなと思ったんですけど、実績がないということで今はヒマワリだけになってるということですね。令和6年度予算、これ令和5年度予算に比べて30万円、1.5倍増額になってるので、新しい場所を選定されてる、予定されてたのかなと思ったんですけど、もしそうであればその選定した場所があれば教えていただきたいのと、それからあと何でヒマワリだけというたら、結局みんながヒマワリを今、植えてるというふうなことでもいいんですね。また、そのヒマワリというのは、あくまでも景観のみで、例えば種が採れましたとか、その利用とか、そういうふうなことは特にここでは考えていच्छやらないのか、その確認をさせてもらいたいと思います。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

令和5年度までは景観形成作物栽培の助成金として対象作物はコスモス、ヒマワリ、菜種で、条件として作付面積が20アール以上で、10アール当たり1万5,000円としておりましたが、今回ヒマワリの条件として作付面積が50アール以上という条件に変えさせていただきました。ヒマワリの団地化なり、また栽培で良好な状態で管理されているものという条件をつけてしておりますので、予算のほうも増額をお願いをしております。

以上でございます。

藤井本委員長 その種を残してというようなこともするんかという、あくまでも景観のみですかという質問です。種を保存するとか。

異補佐。

異 農林課長補佐 今回こちらの補助金の趣旨なんですけれども、もともとこちらの対象となっておったのが、山田地域と平岡地域の2か大字だけこちらの補助金を活用してたと。それで、観光のほうでも夏場ちょっとヒマワリが多く咲いて観光スポットとなっておったところなんですけれども、最近ちょっとやっぱり耕作放棄地というのが増えておりまして、そちらの解消の意味も含めまして補助金単価を一反当たり1万5,000円から2万円に増額いたしました。また、こちらの補助金、もともと種の支給もしておったんですけれども、その種の支給を令和4年度を最後に終了いたしまして、基本的には、言われるとおり種を次年度回収していただいて再利用していただきたいんですけれども、ただやっぱり数年ちょっと何回も使います

と原種返りと申しまして、種がうまく咲かなかったりすることがありますので、その場合は今回単価を増やしましたので、定期的買い換えるなど、大字単位で買うなどしていただいで対応していただきたいと考えております。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 よく分かりました。ヒマワリについてよく頑張ってくださっているということで、作付面積はやっぱり休耕地ということの対策にもなるということで理解いたしました。それからやっぱり、今回、値段も上がっているのは種の購入というか、実費の分もご負担いただくということで、そういった意味で上げていらっしゃるということで、承知しました。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 もう時間も押してるので、端的にもう短く聞きたいと思います。120ページ、3目の農業振興費の農畜産物処理加工施設管理事業、當麻の家の件だと思っんですけども、これの工事請負費の空調設備更新工事、これの内容についてまず1点教えてください。

あと、概要のほうの44ページ、観光費の（5）のところのしあわせの森公園の景観を活用したイベント教室実施費用というふうにあって、50万円計上されてるんですけども、ちょっと予算書からどれのことなのかちょっとよく分からなかったもので、これ何を企画されているのか具体的に教えてください。

3つ目が、その下44ページの一番下の広域連携事業の1番目の（仮称）西の山の辺の道事業協議会設立準備消耗品費ということで、これ西の山の辺の道に関わる事業、この10万円しか予算の中から見つけることできなかったんですけども、これだけなのかということと、もし何か協議会等設立ということですので、もし設立されるのであれば補正で何かお考えなのかということをおちょっと教えていただけますか。

以上です。

藤井本委員長 以上、3点。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

農畜産物処理加工施設の工事請負費についてでございます。こちらにつきましては、當麻の家の空調の関係でございまして、現在、當麻の家にて、定期補修、維持補修などを対応していただいているところですが、機器の耐用年数が13年のところ、メインの室外機において17年を超えており、昨年度末にも故障しておりまして、その室外機と室内機の機器の更新をするものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 空調ということやね。空調ですよ。次。

竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

ただいまの質問のしあわせの森公園の景観を活用したイベント教室実施の費用で50万円を予算計上させていただいております。こちら令和4年度に申請したデジタル田園都市国家

構想交付金の2年目の事業の1つでございまして、交付金2分の1を活用させていただきます。こちらは、しあわせの森公園の景観を活用したイベント及び教室といたしまして、令和5年9月に行いました天体観測及び11月に行いましたヨガ教室がありまして、非常に好評をいただいただけではなく、しあわせの森公園や展望広場からの美しい景観を知っていただける機会の創出にもつなげることができました。それを踏まえまして、令和6年度も同様に市民に喜んでいただけるような教室やプログラムを考えております。

それと、西の山の辺の道の件でございます。こちらのほうは、(仮称)西の山の辺の道としまして、香芝市のほうから五條市のほうまで、景観が良い山麓沿いの道を歩くことに特化した道を策定していくものでございます。事業効果としましては、ハイカーや観光客の増加に伴う飲食店や特産品の売上げ増加や山麓エリアの活性化が見込まれます。こちら、御所市、香芝市、五條市と連携を図りまして、ルートの制定、それから事業策定のための協議会の設立を目指すための消耗品とさせていただきます。以上でございます。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 ちょっと答弁が抜けておったかなと思うので、最後の西の山の辺の道の件で、今の課長のほうから申し上げましたけれども、現在、今回の予算で載せさせていただいておりますのがこの10万円ぽっきりといたしますか、10万円だけでございます。それ以外に、もし万が一といたしますか、今申し上げました御所市、五條市、香芝市、うち、この4つで協議会を立ち上げまして、今後何々していこうというような計画が出てくれば補正で対応はしていきたいなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 1点目の空調設備の件なんですけど、これ指定管理の施設だと思うんですけども、これ結局、いろんな指定管理のやり方があって混在してるので、ちょっと教えてほしいんですけども、これは幾ら以上が市の負担ということで、一応、當麻の家と条項に入ってるのかとか、これはもう全てそうなのか、もしくは幾ら以上のものに関しては市の負担ですよと、大規模設備はそうですよとかということであれば、ちょっとその基準があれば一度聞かせていただきたいと思います。

2点目のしあわせの森の件は承知いたしました。たくさんの市民の方に喜んでいただけるようなイベントをやっていただきたいと思います。

3点目の副市長にお答えいただいた件、これもちょっと意見だけ申しますと、協議会の設立なので、もう少しこれに関してはスピード感を持って、去年は看板の件に関しましては議会としてはこれはまだ時期尚早じゃないかということは申しましたけれども、協議会の件はやったらどうかということは昨年から申し上げてたと思うんです。こういう今年もこの消耗品費だけの予算が上がってくると、まだそのレベルなんかということで、ちょっともう少し期待感も込めて頑張るってこの山麓地域の観光振興につなげていただきたいと思いますということで、それだけ要望だけしておきます。空調施設の件だけ、よろしくお願いします。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

當麻の家の空調設備の更新についてでございますが、農畜産物処理加工施設管理運営業務基本協定書では、修繕は指定管理者が行うものとなっておりますが、第43条協議事項で、本協定に定めのない事項または本協定について疑義が生じた場合は、市と指定管理者双方協議の上、解決するものとなっております。協議の上、市で予算計上をさせていただきます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 これ、もうそしたら協議の上ということで、取り立てて基準があるとか、例えばこれ以上のもの、この間、道の駅かつらぎやったら、初めなんか20万円以上とか何かいろんな基準があったと思うんですけども、そういったものは全くなく、今回はもう協議の上、この予算で市は持ちますということで決まったということではないんですね。

藤井本委員長 そういう答弁でしたね。

梨本委員 まあまあ、意見だけ。ある程度の基準を持たれたほうがいいんじゃないですか。これに関しては、谷原委員もよく、指定管理のガイドライン作ってしっかりとやったほうがいいんじゃないかということはおっしゃられてますけれども、これは持つ、これは持たんとかという、当然こんな大きな2,660万円もかかるようなものですし、これは空調でしっかりと丁寧に使っていて、13年のものが17年も使っているんで、これに関しては私も市が持つべきだと思います。それを前提とした上で、しっかりとした基準等も設けられてやっていかれたほうがいいのかという意見だけ申し上げたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、5款農林商工費の質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。なお、明日午後1時より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いします。本日はご苦労さまでございました。

延 会 午後6時27分